

まして、商工会の運営にくちばしを入れるべきことはなかったものであります。それは、これら大規模業者は事業面では商工会議所によっておられたのであって、商工会に対しては賛助会員の立場にあつたからでございます。第七条の一、二項にある地区競合禁止の規定によりまして、これらの大企業は議決権こそ一票であります、単に一会員としては規制し得ない巨大な重さをもつてわれわれの商工会に入つて来られるというところは、この法案の目的と反する結果を生みはしないかとおそれるものでございます。

現に私どもの隣の藤原村には小野田セメント藤原工場がありますが、生まれて間もない藤原商工会は、今度迎えることになりまます正会員の小野田セメントさんをいかに扱つてよいのかもあましているものでございます。小野田セメントのおかげでささやかな商業をしていく業者たちにとつて、同様として小野田セメントを扱えというのは無理でございます。またこの問題は商工会議所の地区の競合とも関連しております。三重県の場合を申し上げますと、郡部といえどもそのすべてがいずれかの市の商工会議所の地区となつており、小野田セメントにしまして、今所属しております桑名の商工会議所が簡単に藤原の商工会に対して、この有力会員を引き渡すでしょうか、はなはだ疑問であります。

第二に、一町村一商工会の原則について、私どもの直面しておりますもう一つの苦悩がございます。私どもの町、北勢町は半農半商の旧阿下喜を中心にして、周辺の純農村三カ村を合併して四年前にできた町でございます。

旧阿下喜には大正の末から商工会の組織がございまして、私の祖父は商工会発起人の一人であり、父は戦後再建初代の会長でありました。合併した周辺の三つの地域は農山村でございます。で、商工業者の数も少なく、これらの地域にもそれぞれ商工会が結成されたのは合併後でございます。阿下喜商工会は以前から阿下喜町から幾ばくかの補助金を得ておつたのであります。が、新しく北勢町となつて、この補助金を一阿下喜地区のみで結成されていく商工会に支出することの可否をめぐつて旧三カ村の攻撃材料となり、結局これら三地区にも商工会が結成され、以上四つの商工会の連合体として北勢町商工連合会を作り、補助金は北勢町連合会に対して出すという妥協がなされました。連合会とは名のみで、阿下喜地区を除いては事業らしいこともやつていない現状ですが、今度の法律では、このような妥協は認められず、純粹に一本化しなければいけないのでしようか。附則の第三条に、市に合併された旧町村の商工会は前の地区が認められるという特例がありますが、村を合併した旧町の商工会も前の地区によつて認められるというわけには参りませんでしようか。一本化を強行すれば、再び新町に波乱を起こすことになるおそれが多分にあると思います。

第三に、事業の内容であります。これは何かばく然として感を受ける。このたび当委員会からいただいたました法案の参考資料を拜見しました。従来の商工会は、会員の要望にこたえて、少なくとも金融の面では一つの役割を果たして参つたし、今後の事業として期待されているのも、この金融面、そして社会保障や福祉事業であることはおわかりいただけたと存じます。これらの点が明確に規定されていないのは、偶然かもしれませんが、はなはだ残念でございます。

第四に、役員の構成ですが、第三十条で三分の二は会員でなければならぬ、裏を返せば、三分の一は会員外でも役員になり得る道を開かれた当局のお考えが不可解であることです。現在私どもの商工会は、会員数二百二十、会長を含めて役員は二十三名で、もちろんすべて業者たる会員のみのであり、会合の通知発送、会費の徴収令書発行などについて町役場の世話になるのみで、仕事は十分会員から出た役員でやつております。今後仕事もふえるわけですが、普及員のほかに、必要に応じて事務員を雇用すれば足りると存じます。会員が一千名になりまして、事務員をふやせば事業に差しつかえはなく、役員を他から迎えることなど全く必要も感じないのでございます。

第五に、四十八条にいう総代会でございますが、私どもは二百二十の会員がおりますので、総代会が置けることになりまます。しかし、今まで一度の総会には大多数の会員が集まり、総代会の必要を感じたことはございませぬ。なるほど五百人も会員があれば、集まつてもまとまりが悪からうとは思いますが、さきに県の説明をお聞きしたとき、この総代会は二百人以上と聞き、プリントも現に二百人以上となつていますが、委員会からお送り下さつた法案には百人となつております。こんなものは五百人以上のとくらいに置けるようにしておけばよろしいのではないでしようか。

六番目に、第六節の監督の部分でございます。監督権は通産省にあることは十分承知しております。まさか法務省や防衛庁にあるとは思つておりませぬ。これほど第何条、通商産業大臣は何々することができると繰り返されますと、われわれ弱い民間業者は、威圧感と申しますか脅威を感じるものでございます。私の父は酒造業を営んでおります。自民党の支持者で、池田さんの崇拜者です。池田さんのお偉いことは父からも聞かされ、よく存じております。法律としてこれが必要条件だと言われればそれまでですが、一体小企業の育成保護と監督とどちらを主体としておられるのか疑いたくなるのでございます。

同様のことが設立認可を規定する第二十三条についても申せます。第三項に「その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること」とあり、第四項に「その事業を實施するために必要な経済的基礎を有すること」とありますが、これらは通産大臣のお認めになるところで、お前ところは改善発達に寄与しない、あるいは経済的基礎を有しないとお認めになると、簡単に認可取り消しということには不安であります。ことに「経済的基礎」とは具体的にどんなことをさすのでしようか。事業を完全に実施するために必要な経済的基礎があれば、こんな苦勞をして、大臣の監督におびえつつ国庫の補助をいただくこともよろしいので、経済的に十分でないからこそ、この法律に期待しているのでございます。

第七に、五十六条にいう助成の率でございます。これもさきにいただいた

県からのプリントでは、国と県とで二分の一ずつ補助すると明記してありますが、本案では国が一部補助できるようとなつており、何だか心配です。だんだんあやふやになるような気がいたします。わが三重県は貧乏県だけに心配になるのでございます。

第八に、今回の法案による助成対象は、具体的には普及員設置費であること、つまり人を置かなければ全く補助がいただけないことです。去る二月、私ども商工会幹部七名は、県下各地で開かれた法案説明会の一つに出席しましたが、そのときのお違ひは、出席すれば補助金が出るが、出席しないといふ補助の対象にはならないということ、たくさん行けばたくさんいただけるような気がいたしましたので、一人行けばよい説明会に私どもは七名も出かけたのでございます。そのとき

の県の商工課長さんからの話で、初めて普及員を置かなければ補助は出ないことを知つて、会員全員失望落胆したのでございます。私どもはまだ望みを捨てないで、それでは普及員を置くうではないかということ、その普及員の資格についてお尋ねしましたところ、いわく、会計士、会計士補、計理士、弁護士、中小企業診断員、大学出、とても二万円の給料では雇えませぬ。名案ありとばかり、うちの七人の一人が、町の会計士に兼任してもらふという考えを出しましたところ、兼任は認めません、とのこと、万事休す。こんなりっぱな資格を持った人が、全国に何千人も二万円の給料で、モーターバイクに乗つて商店を回つてくれるのならありがたいことです、私の商工会にもぜひ一人お世話願ひた

で、今度の商工立法ができることになったものとは、実は今度参考人としてお呼び出しを受け、全商連からも資料の提供をいただき、二日ほど目を通して初めて知ったような始末、実際申

さんからもるお話がありましたので、重複するところが相当あります。要点のみを申し上げてみたいと思います。

か、そういう顔役の人がなりやすい。そうして、そういう人がまた幾つもそれを兼ねることもでき、非常に政治色を持つてきて、ほんとうに零細企業のためということが失なわれてしまう。

第二の点は、地区の問題であります。商工会議所との地区の重複を許さない。地方の商工会議所は、地域によつては中小企業、零細企業のために

うものをむしろ押えて、もつぱら商工會議所中央の力が強く、またそれで作っていくというような印象を非常に受けるのであります。これは、これから大都市の商工會議所が零細企業のた

めにいろいろ支部を作り、あるいは事業をやるといふ場合にも同じようなことが起こるのじゃないか、つまり先ほど申したように、どうも上から作られていく、せつかく下から自発的に出てきたものがめめられてしまふ、あるいは押えられてしまふというふうな危険性を深く感ずるのであります。従つて私は重複を認めていいのではないかと思います。

これに関連しまして、もうすでに大都市でも、商工会という名前がつけないでも、工場協会とか、商店会とか、陸会とか、いろいろな名前前で實際あるものであります。今のようないきますと、こういうものの多くはそういふ危険性が非常にあります。そういう点に零細企業を助成し、その指導、援助をやつていくというならば、そういう自然発生的に出てきておつて、実質的にそういう仕事をりつぱにやつておるものにむしろ大いに援助していくべきである、こう思うのであります。

その事業についてでございますが、当初の案におきましては、中小企業庁の案を拝見しますと、その事業内容を非常に適切に、中小零細企業に向くように、ずっと具体的に列挙してあります。経営改善の事業といたしまして経営改善普及指導所というものを作るとか、その普及員というものを法文のうちにございます。そうしてこの普及員を養成し、やつていく、こういう制度が法案に出ておるわけでありまして、それがいつの間にか抜けてしまひまして、本案を見ますと、先ほど御指摘があつたようなはなはだあいまいな

形、政令によりということになつております。どうも案ができました当初とだんだん変わつてくる過程において、商工会議所等のいろいろな抵抗もあつたのであります。元来小規模企業者のためにやるという具体的な目標の影が薄れてきた。いろいろ商工会を作つて、また商工会議所にその仕事をやらせて援助する、そういう方に行つてしまふ形だけが作られてきて実質が失われてきておるのではないかと、こういう心配があるのであります。ことに予算を見ましたときに、普及員を大いに養成し、それに対して国が助成する、これはけつこうなことであります。これもどうも考え方が甘過ぎるのではないだらうか。なぜかといひますと、すでに五百六十何名の普及員がありまして、それに対して新しく千八百名の普及員をこで作るわけでありまして、この普及員をどういうふうにして選ばれ、またこれをどう教育し、訓練していくか。零細企業なんか簡単なものとお思ひになるかもしれませんが、これは大きなあやまちであります。零細企業の指導は非常にむずかしいのであります。そういう意味からいひても、普及員をどう養成し、これをほんとうに有効に活躍させるかということが、最も大事な焦点だと思ひのであります。どうもそういう点において樂觀し過ぎておるのではないかと、こういう点からも私ははなはだ心配に思ひます。

さらに中小企業に対する政策が零細企業に及んできたことはけつこうだと思ひますが、今までの政策といふものが、実に朝令暮改的といひますか一貫してない。もうすでに協同組合あり、商工組合あり、さらにまた零細企業のための共同事業の小組合さあるものであります。これなどは、法律を作つたが、実質はまるで行なわれていないという事情であります。さらに企業組合もあります。こういう今までやつてきたものをもう一度検討しまして、じみちにこの欠陥を直して伸ばしていくという努力が、政府の政策面に現われてこなければならぬ。そういう点目先々々で変わつていく。そうすると、その目標がほんとうはどこにあるのか、そういう点で深い疑問を持たざるを得ません。こういふ気がするのであります。選挙とかいふことで大に国民の、零細業者の関心を買うといふことが、もしもその陰にあるならば、はなはだ邪道だといわなければならぬと思ひます。この予算ができてくる過程をいろいろ仄聞いたしまして、はなはだ政治的なおれを感じざるを得ない。どうかそういうことのないようにお願いしたいと思ひます。

最後に、私先年欧米各国の中小企業政策を調べて歩きました。その中で特に私感したのは、ヨーロッパ大陸におきましては、ことにドイツを中心とした形でございまして、手工業という呼び名であります。サービス業も肉屋とかその他の商店も入つておるわけでありまして、いわば零細企業の大部分がそこに入つておる。むしろ中小企業政策が零細企業政策に焦点が置かれておる。長い伝統を持つておるといひます。けれども、これが非常に整備された組織を持ち、ことに実質的な、たとえばドイツについていへば、それぞれに同業組合があります。これは自由なものであります。その上に手工業會議

所なるものがある。これが非常に大きな機能を果たしております。つまり商工会議所と零細企業のための手工業會議所が並んで存在しております。この手工業會議所といふものが、いろいろな意味の活動を総合的にやるのであります。その中で、特に技能の養成、職業教育、こういうことに焦点を置きまして、そして業者の資格と親方免状であります。そういうものを規定しております。これによつてまた過当競争も防がれておる。日本の商工会法案を見まして、これで零細企業全体の対策とは当局も考えていないと思ひますが、どうか、そういう零細企業対策の総合化、これをはかつていくための中心になるもの、こういうものをこでお考え願つた方がいひのじゃないか、こう思ふ次第であります。

零細企業対策といふものの、もう一つの重要な面をいひますと、これは社会保障の問題であり、労働の問題であります。零細企業の根本の問題は、中小企業といつても、その中に階層があり、また非常にしわ寄せがある。大企業から中小企業、さらに零細企業、そういうしわ寄せをこうむる。いろいろな意味のしわ寄せがある。ということと同時に、この労働が非常に低い水準の報酬で甘んじている。つまり、賃金が非常に低い水準にある。そのことから、あとからあとから作られますし、また低い賃金の人々がやめて新規開業するといふことも非常に多いといふような事情にある。結局一方のいわゆる社会政策、労働問題の政策といふものと経済政策とが合つていかなければ、ほんとうの意味の零細企業対策はできないのであります。この委員会と

は別かもしれませんが、どうもこの技能養成一つとつても、労働省の方でどらだとか、お役人の間で分裂してしまつてゐる。もつとこれをほんとうに零細企業のための統一したものにしていつてもらいたい。たとえば、雇用審議會が完全雇用に対する答申をいたしておりますが、こういうふうなものが実は零細企業の安定、体質改善に最も重要なものであるといふことを最後につけ加へまして、私のお話といたします。(拍手)

○中村委員長 ありがとうございます。各参考人の方々に申し上げますが、せつかく貴重な御意見をお述べ願うわけでありまして、時間の制約もありまして、先ほど申し上げましたように、十分以内に御発言をお願いしたいと存じます。

次は、井上光一君。
○井上参考人 全国商工会連合会の井上でございます。今般は、政府から提出して下さいました商工会の組織等に関する法律案に対しまして、私ども商工会関係者は、従来全く恵まれなかつた小規模事業者、特に郡部町村の小規模事業者の保護、育成に重点を置かれました施策を初めて打ち出していただかしまして、各政党の皆様方におかれましては、大へん好意ある御審議を受けていることに對しまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。

この商工会の法制化の問題は、実は昨年の三月、全国二十六府県によつて全国商工会連合会が結成されましたから、全国各地の県連合会を通じての強い要望によつて始まりまして、実は国に對して商工会助成法を要望した

派らされておるのが現状でございます。こうした困難に対処する自己防衛策も、現在単位の商工会に課せられた大きな問題でございしますが、実は単位の商工会だけでは、そういう共通問題がなかなかできないであろうということを私どもは考えます。従つて、県連合会、全国連合会等の組織を通じてまして、こういう組織の中から、さらには本質的な問題である業者の根本的な体質改善等が強く研究され、実施されていくべきであらう、かように考えるわけでございます。こうしたときにあたりまして、全国連合会といたしましては、商工会の法制化は、今申し上げた理由によりまして、単なる法制化でなくて、助成、保護の面を強く打ち出した商工会助成法が必要であるというのがその結論であつたわけでございませう。

従来都市部には、御承知のように法的の団体である商工会議所が存在をいたしておりまして、地域経済の発展のため諸施策に当たつておりましたが、御承知のように、国の施策もほとんどこれら会議所を通じて重点的に都市部に集中されてきたのであります。従ひまして反面、郡部町村の小規模事業者には、町村経済の発展と租税面で大きく貢献しているにもかかわらず、保護育成の面については多少忘れられていた、非常に薄かつたということが指摘できるのではなからうかと思ふのであります。そこで全国連合会としては、都市部に対してと同一規模でもその内容においては非常に立ちおくれている郡部の特殊性というものを、いわゆる同じ小規模事業者でありまして、都市部のそれと郡部とは大へんそこに相違があるということを考えま

全国で三千六百余の市町村のうちで七二・二％に当る二千六百市町村に結成されておきまして、さらに商栄会とか発展会とかいうような、これに類似した、同じような業務を行なっている団体をも合わせますと、未調査の分を入れますと、三千余に達するのが現状でございます。また商工会は郡部町商工会の組織率は会議所の一割に満たないそれに比較いたしまして、最高一〇〇％に近いものもあります。大体五、六〇％、平均全国で四五％でございますまして、これを見ても、いかに商工会が地区内業者の底辺を形成しているか、いわゆる町ぐるみ、村ぐるみというような考え方、あるいはそういう

商工会の事業は、金融のあつせんと
 あるいはそれらの償還業務等を初め
 として、納税の指導とかあるいは経営
 指導、あるいは各種の関係法律の事務
 代行等が活動の中心でございます。い
 わゆる地域全体の仕事、商工業の仕事
 というのが仕事でありまして、業種別
 協同組合の組織をいわゆる縦の線、点
 と点をつないだ縦の線と考えるなら
 ば、これらは、それらが羽ばたき、成長
 していく、一つの地域をレベル・アップ
 させるための、全体の横の面、広い
 面であるというふうなことが言えると
 思うのであります、そういうことか

ら考えますと、ある場合には協同組合は商工会の一分野でもあるというよう
なことが考えられておるのでありま
す。いわゆるこれと競合の心配は全然
ないと考えておるわけでございます。
むしろ商工会の発展が、協同組合を組
織させ、育成をさしていくというふう
にも考えておるわけであります。

ございますが、これは商工会議所が自分の地区として抱いております、いわゆる行政区域の違った郡部、町村の分につきまして、やはり現実に商工会があつて独立して業務を行なつておるといふものにつきましては、これを分離して設立を許可していただくことがほんとうであると考えておりますが、商工会議所の所在市内の小規模事業者対策につきましては、この問題は特に大都市というようなところでございまして、こういう問題は現在われわれは直接関係もいたしておりませんし、研究もまだ不足でございますので、申し

上げられる内容もございませんが、具體的な点については、どうか別途な観点から、そういう人たちの話し合いによって、妥当な結論が打ち出されてしめるべきではないかと考えるわけでございます。

以上まことに抽象的でございますが、時間が参りましたので、私の方の

○中村委員長 次は河野貞三郎さん。
○河野参考人 私は商工会法の問題につきまして、かねて諸願、陳情等を申し上げたいとおったのであります。幸い本日は各党の諸先生方から意見を述べるようにという公聴会を開いていただきましたことを、この点から厚く感謝する次第でございます。

初めにこの商工会法案の提案理由と、それからこの法案との関連に疑問の点が非常に多いので、その点から触れさせていたきたいと思います。三月四日に政府が国会に提出いたしました商工会の組織等に関する法律案につきましては、同日の本会議におきましても社会党の小林代議士、民主社会党の北條代議士からも重要な意見が述べられておりますが、私は戦後間もなく小規模業者の商工会を組織いたしました、さらにその全国連合会を作り、その後十四年間にわたって小規模事業者の経営の改善発展と、生活安定のために運動して参りました者の一人といったしまして、この商工会法案には重大な利害関係がございますので、特に意見を申し述べてみたいと思うのでございます。

この提案理由の説明書にも示されております通り、一口に中小企業と申しましても、いわゆる独占的大企業に対比して言われる中小企業と、私どもの属する小企業とは、その経営格差におきましてはなほだしい違いがあることは、すでによく知られるところであります。現在日本の産業構造は二重構造であると言われておりますことが定説のようにございますが、本法案の参考

資料にも示されております通り、製造業において二十人以下、商業サービス業において五人以下の従業員を有する小企業が、その事業所の数におきまして全産業の八五%を占めており、またその従業員数は千五百万人に近いと言われております。この実情から見まして二重構造のもとにさらに一つ一つの膨大な階層が存在すると言ふことができると思ふのでございます。しかるにこの小規模業者の層に対しまして、政府は従来どのような施策を行なつて参つたのでございましょうか。この理由書においても必ずしも十分とは言えずと申しておりますが、まことに不十分であつたと私は思つておる次第でございます。このことは三年前の団体法についての論議の中でもいれたこととてございしますが、これらの点から見まして、この商工会法を提出する以前に、従来の事業協同組合または団体法によつても解決できる多くの問題があつたことを指摘したいと思ふのでございます。この理由書にももちろん金融措置、税制措置についても考慮する必要がありますが、きわめて軽く扱つておられますが、このこととそれわれ小規模業者にとつては最大の要望だつたのでございます。これが早期実現を期待していることは、ここ数年中小企業者の全国的諸団体が繰り返して行なつてゐる決議の中にも、強く示されてゐるところでございします。たとえば全国商工団体連合会、日本中小企業団体連盟、全日本小売商団体連盟、全国青色申告会連合会等が、その主要な要求として次のようなことを掲げていることは御存じだと思います。一、税問題について、店主及び家族専従者の給

与——自家労賃分を経費とし、これを損金として認めよ。一、租税特別措置法の改廃、大企業、大法人専用の措置をやめ、中小企業の店舗改装、設備改善などの積立金を免税にすること。一、間接税の軽減。一、大衆的遊興飲食税の減免。一、固定資産税の免税点の引き上げと税率の引き下げ。一、個人事業税の撤廃。一、住民税その他地方税の軽減、特に所得税におきましては、免税点の引き上げと減税の実施が、欠くことのできないものであることは言うまでもないと思ひます。また金融の対策につきましても、一、財政投融資ワケより中小企業向け金融に対する大幅な融資、またその他の方法による国民金融公庫を初めとする中小企業向け金融機関に対する投融資の増額。一、貸し出し条件の緩和並びに貸し出し手続等の簡素化等があげられるわけでありまして。以上の諸問題が今日全小売業者の強い要望になつてゐるにもかかわらず、ここ数年の政府の中小企業対策の中に、それらの解決策を見出すことは困難であります。私どもが中小企業者から日常聞いておりますことは、政府には中小企業問題の根本的解決策がないのではないかということでありまして。前に述べました諸要望とともに、最近特にいわれておりますことは、現在小売商業人口は飽和状態以上であります。そして過当競争は激烈をきわめておる現状でございします。しかるに政府は、現在の長期経済計画の中におきましても、毎年五、六万人の小売商人口の増加を見込んでおる状態でございます。また税制上でも、自家労賃の損金算入と所得税の免税点の引き上げのごとき、やむにやま

れぬ業者の要望に對しては、本年のごとく膨大な自然増収がある年度においてさへも、もちろん他に重要な理由があつたと思ひますが、これに對して小額の考慮も払われていないというやうなことは、小企業者の要望を全く無視されてゐると思つても差しつかえないのではないかと思ふ次第であります。知られます通り、近年中小企業関係法令が多数公布されておりますが、その中でも業者は百貨店法や団体法に多くの期待を持つてゐたわけでありまして。しかし百貨店法はさる法といわれ、百貨店振興促進法だといわれておる現状であります。また団体法にいたしましても、商工組合設立の条件があまりにも過酷で、利用ができません。特に団体法の中の事業協同小組合については、その組織対象がこの商工会法案の対象とも関連が深いのでございします。中小企業協同組合法第二十三条の三において、「政府は、事業協同小組合の組合員に対し、税制上、金融上特別の措置を講じなければならぬ。」との決定がなされておりますにもかかわりませず、すでに二カ年以上を経過いたしました今日におきましても、事業協同小組合に對して税制、金融上に何ら特別の措置を講じられていないと思ひますが、このやうなことでは、どれほど法律を作りましても、小規模事業者のためにならないのではないかとと思ひます。この点につきましても、小規模業者の間に新しい法律を作る前に、既存の法律を完全に実施してほしいという声が、圧倒的であるといふことを特に申し上げておきたいと思ふ次第でございます。

以上を通産大臣の提案理由に對する意見といたしまして、次に法案の条文に示された主要な内容について申し述べたいと思ひます。

一、提案理由の説明の中では小規模事業者に対する施策が強調され、また法案第一条の目的の項においても「小規模事業者のための事業活動を促進するための」云々といふことが述べられておりますが、また第二条の二には「小規模事業者」とは、常時使用する従業員が二十人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人以下）という規定がありまして、第三節の法案第十三条、第十四条の会員の資格におきましては、小規模事業者が明確になつておらないわけでありまして。これでは地方町村といへども、最近のごとくオートメーション化されつつある企業のある現在、従来の商工会議所と同じように比較的大きな企業者の支配する商工会になるのではないかとと思ひます。現在の商工会においても、一部にはすでにボスの幹部の各種の押しつけについて問題がありますが、これに通産大臣の大きな権力が加わつた場合には、往年の商業報国会、産業報国会のごとく、ボス支配の強化と官僚統制の復活になる危険があるのではないかとと思ふ次第でございます。

次に、第七条の一地区一商工会とする、また商工会議所との重複を認めないといふことであり、しかも第十三条の資格者が二分の一以上でなければ設立を認めないといふことは、現在の自由主義の理念にも反し、また憲法に示された国民の結社の自由にも反するのではないでしうか。現在の小規模事

業者の特質、たとえば一小都市においても山手と下町との違い、商業と工業との違い等から見ましても、適正規模であるならば複数であつてもいいのではないでしうか。むしろ商工会間の善意の競争によつて、よりよい商工会を発達せしめることが重要であると思ふのであります。特にまた商工会議所のある都市においては、それに指導権を与えるといふことは、商工会議所が事実上多かれ少なかれ大企業の利益を代弁する団体となつてゐる現在、かりにこの法律の必要を認めたといつても、矛盾をまづかるものではないと思ひます。

次に、第四節の設立に示された申請及び認可の件でございます。商工会の性質からいって、地方自治とも密接な関連のあるものでありますから、事業協同組合と同じように地方自治体の取り扱いにすることが必要であると思ひます。従つて、以下法文中通産大臣とあるところは、以上の趣旨からこれを都道府県知事に置きかへるべきであると思ふのでございします。

四番目には、第六節の第五十条の立ち入り検査及び第五十一条の警告及び第五章の罰則等はあまりにも苛酷に過ぎはしないであらうでしうか。そしてこれらの点に官僚の権力主義が露骨に現われており、零細な商工業者に恐怖の念を抱かせることになるのではないかとと思ひます。なおこのやうな規定は、政府が団体に事業を指定し、そのひもつきで補助金を与えようとするところに端を発してゐると思ひますが、かかるひもつきの補助金制度では、現実にはあまりその団体の発展に役立つことは期待できないでしうであります。たと

えは私の見るところでは、中小企業団体中央会の場合にいたしましては、補助金による指定事業が重荷となり、自主的な事業活動を圧迫しているのではないかと考えます。

五番目に、附則の第二条において「現に商工会という名称を用いている者は、この法律の施行後一年以内に、その名称を変更しなければならぬ」ということであるが、これはあまりにもむづかしいことではないでしょうか。官僚統制を好まず、自主的に運営したいという希望を持つ十年、二十年あるいは戦前から多数の商工会もありますが、その固有の名称を強制的に取り上げることは、名称変更が不利不便であるばかりでなく、既存の商工会の建物及び各種財産に表示された標識の変更撤去等を要することになり、このことは既存の自主的商工会の受ける有形無形の損害は莫大なものがあると思えます。これは明らかに一種の財産権の侵害になると思えます。

以上この法案の提案の理由及び法案のおもな条文についての意見を申し述べて参りましたが、従来商工会を運営してきた経験から特に申し上げておきたいことは、この法案の対象とする小規模業者の持つ商工会に対する要望でございます。単に経営指導や金融のあっせんだけではない、その要求は多種多様であります。税務、経理の指導、土地建物の紛争の解決、金銭の貸借、手形及び債権債務の整理等にまで及んでおります。ある商工会の実例によりますと、この四年間の集計で、税務、経理以外のこれらの正式受付件数は一カ年百十九件から二百七十件の多数に及んでおります。しかも大抵難問題が

多く、従って、これら小規模業者を対象とする商工会の指導員等は、小規模事業の改善によほどの情熱を持つ者でなければできない仕事であると思えます。聞くところによりますと、すでに各地の商工会が予定しておりますところの指導員の六、七〇％は退職官吏等によつて占められてゐることとございしますが、これがそのまま実施されるようなことがもしあるといたしますれば、法律による統制強化とともに、日常の運営においても官僚支配を強め、官庁のごとき商工会が出現するのではないかと危惧するものでございします。

今まで述べましたところによつてもおわかりのことと存じますが、私は商工業者の協同精神によつて自主的に組織された商工会に對しまして、政府、国家が援助育成の手を差し伸べることにつきましては、これを望むものでございしますけれども、これにたいひもをつかまして官僚統制化することにつきますと、反対であることを申し上げなければならぬと思ひます。

以上、簡単にございしますが意見にかえさせていただきます。(拍手)
○中村委員長 次は高城元君。
○高城参事人 私は全国四百三十六の商工会議所を代表いたしまして、商工会の組織に関する法律案について意見を申し述べたいと思ひます。

この法案は、主として町村におきまする商工業の総合的な改善発達をはかるために、商工会の組織と運営について規定されております。商工会をいわゆる特殊法人といたしまして、商工会議所に対しましてと同様の政府の監督のもとに置き、かつ商工会議所と商工

会との間並びに商工会相互間の地区の重複を禁ずる旨を規定しております。さらに、商工会議所と商工会の行なう小規模事業に對しまする国の助成意思を明らかにされておるのであります。私はこの法案に全面的の賛意を表する者であります。

商工会の法制化の問題につきましては、すでに昭和十四年、日本商工会議所におきまして、これが法制化に關しまして政府に建議をいたしておるのであります。商工会議所と商工会が地域経済総合団体として相ともに商工業の振興に邁進すべきであるという考え方は、戦前の時代から一貫しております。現におおむねの地方におきましては、何らかの方法によりまして相互に連携をして、その地域の経済の振興に当たつておるのであります。特に十一の県におきましては、商工会議所と商工会が相集まりまして、一つの県の連合会を組織いたしまして、その県の経済の振興に当たつておる実情でございします。この法案によりますと、商工会は商工会議所と大体同様の性格を持ち、いわば簡素化された商工会なれば小型の商工会議所のような性格に規定されておるのであります。これはまことに正しい規定の仕方でございます。従来商工会が發展をいたしまして商工会議所になりました例は、

きわめて多いのであります。最近三年間に認可されました商工会議所が十あるのでございますが、そのうち特別の例外一つを除きますと、九カ所は商工会が發展して商工会議所になったものであります。特別の例外と申しますのは、奄美大島の商工会でありまし

て、これは琉球政府の治下にありましたので、当時から商工会議所と称しておつたわけでございます。

なお、商工会という言葉が商工会議所とよく似ておるといふ例といたしまして、これは古い話でございますが、わが国の商工会議所の歴史の上から申しますと、明治十六年から二十三年の間、いわゆる當時商法會議所——武士の商法の商法でありましたが、商法會議所と呼ばれておりました。商法會議所といふ名前をやつておつた時代が四年間はかりあつたのであります。

今日各地の商工会は、その地域の商工業の振興のために、商工会議所と類似のいろいろな事業を行なつておられると思ひますが、その点は今後におきまして同様に行なわれるべきであらうと信ずるのでございします。が、なかなか小規模事業に對します指導事業は、今後の商工会にとりましては、商工会議所におけると同様に、きわめて重要な仕事となるべきものと思ひます。政府原案が、これに關しまして、商工会議所と商工会に對して、政府助成の意思を法定されておりますことは、深く敬意を表する次第でございします。この機会に、商工会議所が従来行なつて参りました小規模事業指導事業につきまして一言申し述べて、御参考に供したいと存じます。

商工会議所は、その地域の商工業の振興に役立つことは、何でもやっておるのであります。商工会議所の仕事があまり多過ぎるといふことは、常に言われておるのでございしますが、たとえば東京商工会議所では百六十七の項目

の仕事をやつておる。世界におきまして、たとえばニューヨークの商工会議所の事務総長は、商工会議所の仕事を説明することはまことにむづかしいと言つておられます。これは世界的の傾向でございします。これは経済総合団体という性格から参るのでございまして、非常に各種の仕事をやつておるのでございしますが、全国を平均いたしまして、會議所の会員の七割といふものは、この法案でいう小規模事業者であるといふような關係からいたしまして、小規模事業者に對する育成指導といふものは、その重要な部分を占めておるわけでありします。

中小企業指導のために、わが国に初めていわれる中小企業相談所といふものが設置せられたのは、昭和九年、當時零細企業対策などといふ言葉はございせんでした。あるいは小規模事業対策などといふ言葉はございせんでした。その昭和九年に東京商工会議所が、外国の商業會議所の制度を取り入れて、わが国の実情に合うように改変して導入いたしましたのが、嚆矢でございします。その後この制度が全国の商工会議所に普及をいたしまして、そのうちに他の機関におきまして、この種の事業を商工会議所にならつて行なうものが出て参りまして、今日に至つておるのであります。

中小企業庁の調査によりますと、中小企業相談所は、三十三年度で全国六百七十二カ所ありますが、そのうち商工会議所に設置せられておりますものが四百三十二カ所、六四％であります。商工会や県、市等に設置せられておりますものが、二百四十カ所といふことになっておりますが、指導相談件

数から申しますと、商工会議所の取り扱っておりますのは、全国で年間九十一万件、そのうち六十六万件、比率にして七三%を占めている現状でございます。商工会議所の扱っております相談事業の内容を項目別に分けてみますと、お手元に資料を差し上げてあると思いますが、昨年十一月の数字によりますと、一会議所当たり一カ月百六十四件の相談指導をいたしておりますが、そのうち金融関係が三七・六%、税務の関係が一〇%、商取引の関係が一・九%、その他経理、経営、法規、貿易、労働、資材、技術、意匠、特許等合計で三三・三%ということになっておるのであります。おおよそ商工業の経営の全般にわたって、中小企業者の相談相手として日夜活動を行なっております。日夜と申しますのは、商店街に出張して参ります場合は、五時過ぎか六時過ぎでないといけないのであります。昼間だけやっておりますではありません。

次に指導相談の対象者を規模別に見ますと、同じく十一月の数字によりますと、従業員を雇っていないものが一八%、一人から五人を雇っているものが四〇・二%、六人から十人のものが一八・三%、十一人から三十人のものが一〇・八%、三十一人以上のものがわずかに五・九%であります。すなわちほとんど大部分がいわゆる小規模事業者を相手として仕事をしておるわけでありまして、これらの相談事業はすべて無料を建前としておるものであります。商工会議所はその公共的使命にかんがみまして、会議所の会員である会員でないという区別をつけておりません。同じく十一月の数字によりますと、月間百六十四人のうち八十二人が会員、七十六人が非会員、六人が不詳ということになっておるわけでありまして、

これらの指導事業を行なうにあたりまして、商工会議所といたしましては、その規模によつていろいろ異なりまして、たとえば商業経営、工業経営、税務、金融、法規、特許、技術、労働、それぞれの専門家を雇用いたしまして、あるいは嘱託をいたしまして、専門の見地からその指導を行なっております。商工業の業態は申すまでもなく一様ではございません。それぞれ特殊性を有しております。またその指導を要する項目も、それぞれ異なっております。このようにな専門家が必要となるわけでありまして、従いまして、これらの専門家をなるべく数多く持つということが、りっぱな指導事業を行ない得るゆえんであります。この意味からは、なるべく大きい機関に集約的にこれを備えしめるといふことが効果的であると考へられます。かかる意味からいたしまして、都市におきまして、商工会議所の小規模事業指導につきまして、これを一そう強化するように本法案の考え方があることは、全面的に賛意を表する次第でございます。

今日までの商工会議所法は、昭和二十八年に、当時の自由党、改進黨、左右両派社会党の共同御提案になる法律でございます。当時共産党もこれに賛成をされたわけでございます。商工会議所といたしましては、いわばこの挙国一致体制のもとに作られました法律のもとにおきまして、各種の事業を活発に行なっております。

年々これらの事業は伸長をいたしております。特に今日問題となつております小規模事業者に対する指導事業につきましては、東京商工会議所の例をとりますと、昭和二十九年の一萬三千九百件から三十三年に二萬六千三百件、まさに倍に増加をいたしております。

どうかこの実情に注目せられまして、商工会議所と商工会が相互にその領域を侵すことなく、相提携して、おのおのその十全の機能を發揮し得るよう、政府原案に各政党一致してこれを通過していただくようお願いをする次第であります。

○中村委員長 次は高橋貞治君。○高橋参考人 ただいま御紹介をいただきました全日商連の高橋貞治でございます。

お尋ねをいただきました商工会の組織等に関する法律案につきまして、全日商連を代表いたしまして一言見解を述べさせていただきます。

すでに御承知いたしております通り、私ども全日商連は、昭和三十年十月、当時の百貨店対策小売商連盟全国連合会を直接の母体といたしまして、これを発展解消し、小売商の三つの異なった性格の組織であります業種別組織と商店街など地域組織、それからチケツト団体の大同団結体として結成いたしましたものでございます。全日商連の方針は、あくまでも政治的にはフランクの立場で、小売商による小売商のための小売商の自主的な大同団結体として、小売商の生活と営業の安定向上のために努力いたしております。

全国百五十万を数える小売商店の中で、店主を含めて従業員四人以下の小売商店数は九二・八%を占めており、家族従業員のみで店員を雇わないで営業している小売商店の数は、実に全体の七五・二%に達するのであります。従いまして、百貨店を除いて、と申しますよりは、百貨店並びに準百貨店などの事業活動の影響を受け、これに対する対策のために結果した小売商の組織の連合体であります全日商連は、まさに零細、小規模事業者の組織でありまして、この点からも、政府があらためて中小企業の中でも特に小規模事業者に対する施策に力を入れることを決意されたことに對しまして賛同いたし、これが強力に推進されることを願うものであります。

予算面から見ても、乏しいものではあります。中小企業対策費の二十四億四千万のうち、その六分の一を占める四億四千万が小規模事業者対策費として今年度一挙に計上されておりますことからもその熱意がうかがわれ、期待いたします次第であります。この上はこの予算が有効適切に運用され、十二分の効果を發揮するよう急務を願うのでございます。

この点、今日お尋ねをいただきました商工会の組織等に関する法律案につきましては、せっかくの趣旨が実効を期し得ないのではないかと、今一步の感を禁じ得ない点を申し上げないわけには参りません。と申しますのは、この商工会の組織等に関する法律案では、商工会の設立を商工会議所のない地域、主として郡部等に限られ、商工会議所のある地域においては、小規模事業者のめんどりを商工会議所に見さ

せようという構想になつてゐる点であります。仄聞いたしまするに、この法案の立案の当初におきましては、全国一律に商工会を設立せしめる趣旨であつたこととございまして、政府当局がほんとうに小規模事業者の指導振興をはかりとされるならば、商工会議所の地域内に商工会の設立を認めないという考え方にはどうして納得がいかなないのであります。商工会連合会の方々の御意見の中に、郡部町村の業者は全く目の目を見ていない。何といつても都市の業者は恵まれてい

るというふうな考え方があつたようにも感ぜられるのであります。これは、小零細業者、小規模事業者に限つていへば、全く当たらない考え方と申すほかはございません。今日までの中小企業対策はどうしても工業重点になりがちでありましたし、また中小企業の中でも上層部のいわば中小企業対策の感が強いのでございます。もちろん、窓口としては、公平に零細業者にも開かれておるのでございますが、利用する度にはやはり圧倒的に中小企業でござい

ます。この点、窓口が開かれてい

というだけの意味でございます。これは、町村郡部の業者も全く同じ立場であるわけでありまして、むしろ業者数といたしましては、ほぼ二対一の割合で都市業者の数は多いのでござい

ます。また小零細業者の質の問題は、この際軽視できない問題であらうと存ずるのであります。

郡部町村の小零細業者の内容は、規模が小さいという面から分類いたしますれば、都市の場合も同様であります。が、半農半商的存在である場合、あるいは地主兼業である場合など、副業的

性格の場合が非常に多いと思われるのであります。これに對しまして、都市の小零細業者は、まさに失業の吹きだまりそのものでございまして、決して都市の方が恵まれていて、郡部町村の業者が恵まれていないということではないようであります。また郡部町村の業者の問題として、地元の購買力まで都市にどんどん吸収されてしまいうという点で、防衛と申しますか、地元業者の事業の改善発展の必要性を痛感されておると存じますが、この点については、都市対郡部町村の対立ではなくて、都市の大企業対小零細業者の問題であり、小零細業者としては都市の業者も郡部町村の業者も同じ立場で、大企業の影響を受けているのであります。

私も全日商連の仕事の一つであります百貨店対策にいたしても、常に百貨店のある都市の小売商と同時に、周辺町村の業者にも百貨店の新増築などの問題の発生を連絡して、一丸とした運動を起こすよう努めているのでございますが、問題は小規模事業者という立場において、都市と郡部町村の置かれてある立場は同じであると存じます。

ただいままで申し上げました点は、商工会の組織等に関する法律案につきまして、都市、郡部町村いずれの業者にいたしまして小規模業者である限り、同じ条件と方法において法律の恩恵に浴するべきであるし、この両者を區別して考えることは理由のないことのように思われるというのを申し上げた次第でございます。

次に、商工会議所に商工会と同様の仕事、小規模事業者のめんどろを見さ

せるということでございますが、何ゆえそうしなければならぬのでありましようか。商工会議所が現に中小企業相談所を設置しているからということであるならば、都道府県も市も区も町役場も現に相談所を設けているところがあるのであります。会議所の所在地には商工会を認めない理由としては弱いと申さざるを得ません。ことに商工会の法制化とこれに対する補助を思い切つてやられるという今回の小規模事業対策は、小零細業者の日常のめんどろまで見るとうたわれておるのであり、現存する任意団体としての商工会の平均会員数が百六十人であることかしらして、都市の商工会議所が相談所の窓口を一つ持つておられるというところが、実績としてそれほど大きなものであるとは申せないのではないかと思われます。

現に東京商工会議所では規約を改めて支部を設けるようでありまして、もしこれがこの法律との関係において規約を改正したものであるとするならば、これは実績ではなく新規のものであるわけであり、会議所があるから商工会は要らないということにはならないのではないかと存じます。私も、多くの商工会議所において、多くの役員の方々が零細業者のめんどろまでよく見て下さるというのを知っており、この方々を尊敬申し上げておりますが、このことと商工会議所で零細業者のめんどろまで見切れるかというところは、區別をして考えなければならぬと存じております。

特に全日商連が諸先生方にお願ひ申し上げて百貨店法を制定していただき、その法律制定促進の運動の過

程におきまして、また百貨店法によりまして、百貨店の増新設の抑制運動の全国の経験に照らしまして、商工会議所が小零細業者のものでは決してないというのを、残念でございますが、申し上げざるを得ないのであります。

大都市においては確かに大企業本位の運営になるかもしれないが、地方小都市では、商工会議所の会員の大部分は中小企業家なのだから、そういうことはないのである。かといふ意見もよく聞くのでございまして、小都市は小都市なりに、やはりその地における小零細業者自身の組織でなければ、貴くことはできません。ウサギの子のめんどろであるというのを、この点に關し強く申し上げお願いいたします。もしどうしてもウサギの子の世話をするにまかせられないならば、公の立場から都道府県、市役所、町村役場に商工相談機関、指導機関等を設け、あるいは強化するなどの方向で、この問題の解決に当たるべきであると存じます。

の割合も、私自身戦前からの組合事業に携わつて参りました者の経験から考へ合わせまして、少し多いように感ぜられます。最後に、商工会に對し立ち入り検査ができる事項がございましたが、この点、多額の助成をいただく関係から、当然といへば當然でございます。ところが、商工会議所には、そのような規定はなかつたように思ひますので、このような点で両者を區別することもないのであるかと感じまして、一言つけ加えます。

以上、はなはだ思いのまゝを申し上げます。また、難儀、お聞き苦しい点もあつたことと存じ、恐縮でございますが、要は、業者の組織は自主的なものでなければ実効は期待できませんし、国等の御援助も、業者自身の努力をささぐ、助成するといふのでなければならぬと存じますので、他の点はともかくといたしまして、都市の小規模事業者の対策を、商工会議所におまかせになるという法律のシステムだけは、ぜひともお改めいただきますことを重ねて申し上げます。私の陳述を終わらせていただきます。(拍手)

○中村委員長 次は中嶋四郎君。

○中嶋参事 我々中嶋四郎でございます。

平安企業組合の理事長としての身分のほかに、京都府中小企業団体中央会の副会長としての立場からも、当委員会に御意見を申し上げます。さうして、多くの方々から御意見が出ておまして、ほとんど私の申し上げる意見と重複いたしますので、できるだけ同じ意見は避けまして、違つてゐる観点から、許される時間内に

おいて申し上げてみたいと存じます。なお石井さん、伊東先生初め、皆さんの御意見がございましたが、商工会議所の高城さんの意見とだけは少し私違ひますので、これもあらかじめ御了承いただきましたとともに、私の発言の中に多少失礼にわたります言葉がございました。これはあくまで国会の権威にわれわれ業者が高い信頼を掲げておるという上立つての発言ということでお許しを願ひたいと思ひます。

今回の商工会法の制定にあたりまして、われわれ零細業者といたしましては、双手をあげて賛成をいたしてあります。従来、政府の行政の中にありまして、中小企業政策といふいろいろありましたが、現実的に零細企業にまで手の届いた考え方をされたのは、私は、今回が初めてではないかと思ひます。思い起こしてみますと、三年前のあの中小企業団体組織法の制定に際しまして、中小企業等協同組合法の中に、事業協同小組合という制度を、先づ生方の御尽力によりまして、これをこそ零細企業対策であるといふことでお許しをいただきました。法律の第二十三条の三にいたしまして、これに對しましては、税制上、金融上の特別の措置をしなければならぬと、わざわざ立法府においておきめ願ひながら、行政機関においては、これを一向、三年間も取り上げてくれておりません。このような条件の中で、零細企業対策として商工会法を政府が御立案になりましたが、この運営の内容を拝見して参りますと、またまた前と同じように、羊頭を掲げて狗肉を売られるのじゃないかというのが、実は私たちが零細企業者の偽らない心境でございます。ただ、そ

う申ししても、私たち零細業者は、従来までの捨てられたようなお扱いの中から、今回初めてお出しいただいたことに對しましては、満腔の敬意を表するのでございますが、どうか本案の御審議にあたりましては、国会の皆様方にお願いいたします。どうか零細企業者が、われをもつかむような気持ちの中におります場合に、この新制度がほんとうに従来でない、血の通った制度として、生かしていただきたいと思ふのでございます。

では、それらの点を願ひ点につきまして、現在出されております法案の中で、どのような点で利点があるかといひますと、すでに伊東先生以下皆さんがおっしゃいましたので、重複を避けたいと思ひますが、なおその中で重要な点を二、三申し上げて御審議の御参考に供したいと思ひのであります。

第一番には、従来中小企業の対策といたしましては、政府とされましては、これを組織化するのだということ、十数年来うたつていただいております。われわれ業者は、政府のいろいろな行政上の差し伸べられた手によっていくためには、組織化しなければならぬのだということ、協同組合あるいは企業組合、その他いろいろな組織を作つて参りまして、今日まで参つております。ところが、これらの組織は従来縦の系列でございますが、それでは手が及ばないから、横に手を伸ばしていくということ、商工会法を御立案になつたように承つておるのであります。ではこの法律の制定趣旨にありますが、この法律がほんとうに零細企業に、重ねて申し上げますが、血の通つたようなやり方をやつて

いただけるのだらうかということになつて参りますと、先ほど皆さんがおっしゃつておられますように、この会員の資格にいたしまして、零細業者以外の方も会員になることができる、あるいはまたこれらの予算上の措置といたしまして、指導員あるいは普及員という名がいろいろついておられますが、それの方々を各団体に一人ずつやるのだ。ではこれの方々が、先ほど御意見がありました、これらの指導員が、官吏の退職された方々が来られて、ではほんとうにこの複雑多岐な零細企業の手をとつて、足をとつてやつていくようなめんどろが見られるのかどうかという点に大きな疑問を持つのであります。日本の経済構造は二重構造と言われておられますが、私は三重構造じゃないかと思ひます。先ほどもおっしゃいましたが、いわゆる大企業と下請企業の関係にありますところの構造、そのほかに一般消費生活にながります製造業者、加工業者、あるいは販売業者があると思ひます。これらの三つの違う階層に對しまして、十

一から指し導員一人をやつてめんどろを見てやるから、この体質改善ができるであらうというふうな思ひ上つた考え方、この制度をお考え合わせいただきますと、とんだことになるのではないかと。われわれ零細業者は、現行制度の中にあります、みずからの企業努力で、少しでも自分たちの経済活動を成長させて、日本経済の中におきますところの御負担にならないよう努力をして参つておられます。このような考え方を参りまして、今回の政府の――従来いろいろな機会に御説

明を承つておられます、中小企業庁長官からも御説明を伺ひましたし、また政府側として自民党の中小企業対策委員長の前尾先生からも伺ひました。いろいろ伺つておられますが、従来せっかく法律ができたが、制度の運用にあたりましては、私たちは苦い目を見ておられます。これは事業協同小組合の例が、一番いい例であります。また企業組合にありまして、せつかく十一年の歳月を経ておられますが、われわれは税制上の残された問題でまだ痛めつけられておるのであります。この問題を考へ合せて参りますと、この制度は、いま一つ私たちは危険に感じますのは、先ほど高橋さんがいみじくもおっしゃいましたが、この大都市にありましては、この制度を、商工会議所のありますところには商工会は置けないのだ、商工会議所がこれをやるのだ、こういうこととございしますが、私京都にありまして、商工会議所の皆さんをよく存じ上げておられます。これらの指導面に当たつておられる方が、この商工会法にうたつておられます零細業者の方々のために、手をとる足をとつて引つぱつていくほどの経営分析ができるかどうか。経営指導の能力があるかどうか。それはただ単に税制、金融の問題だけではございせん。先ほど申されたように、いろいろ労働問題もございせん。また最低賃金法がしかれて、この使用労働者との間の賃金問題もございせん。また使用者五名以下の事業所には健康保険の適用はございせん。このうたつた場合におきますところの社会保障制度をどうするか、こ

ういふたうな具体的な問題の処理が、では大都市の商工会議所にお

いてできるかどうかということ、私は懸念しなければならぬと思ひのであります。従ひまして京都地方にありまして、従来業者が任意団体として自由に集まりまして、商工会というものを作つて参つておられます。二つの例を、私今日資料を持つて参つておられます。時間がありませんで、この例を、数字を讀み上げることを遠慮いたしまして、後刻委員長さんまで、この資料を御提出申し上げておきますので、十分御検討いただきたいのでござい

ますが、零細業者にありましては、いろいろ国の現行制度の中にありまして、少なくとも法人経営として企業組合を作りたという方は、集団企業としての経営団体を作り得ますが、それを作り得ない小規模事業者、家族労働プラス一、二の従業員の経営者という方は、この法人経営にまで成長し得ないのであります。そういう方々が集まられて商工会を京都におきまして、私もお作りしております。また平安商工会というのを作つておられます。またお仲間では新生商工会という団体も作つておられます。古い歴史を持つておられる方々が、実際に零細業者のその日その日の暮らし、その日の商ひについてお互いに相談し合つてやつて参つておられます。これが今回の法律によりまして、そういうものはやつちやいけない――あるいは実質的な業務をやつてもいいというお話もあるかも知れませんが、従来歴史的にそういう運動をやつて参りました商工会という名前をはずさなければならぬ。こ

ういふたうな制度に相なつておるようでありまして、そういう官

僚制的な機関をお作りになるつもり

なのか、それともほんとうに零細業者がほんとうの血の叫びとして願つておられますところの援助を、この制度でお手えになろうとするのか、私はこの点にかかつておるのではないかと思ひわけてあります。この点についても十分先生方の御審議をわすれられないと思ひのであります。

それからいま一つは、従来事業協同組合あるいは企業組合、信用組合と、いろいろ組合制度がございまして、先ほど冒頭に申し上げましたように、政府は組織化されたパイプに金融、税制いろいろな諸制度を流してやるという御指導をいただいて参つておられます。十数年来われわれはそのような心組んで今日まで参つておられますが、この商工会ができました場合、縦の系列であります事業協同組合あるいは事業協同小組合といったものと商工会との運営はどうなるのか、横の地域的な御指導をいただかしまして、これが成長して参りますその場合に、業種別の事業協同組合を作ろうとする場合、商工会はどういう態度をとつていただくのか、これはわれわれ願ひますところは、やはり商工会という制度による零細業者の成長にあたりましては、縦の系列でありますところの事業協同組合を作らせるとか、ある場合事業協同小組合を作らせる、ある場合には集団経営体である協同組合を作らせるといふような存念がなければ、われわれは各個ばらばらな商工行政になるのではないかとこ

ういふた点、なお多くを申し上げたいのでありますが、十分という時間を制限されておられますので、あと皆様の御質問があればそれにお答え申しま

す。

して、皆さんの御審議の参考にしたいと思ひます。

○中村委員長 次は柳登君。

○柳登君 私はここに書いてござい
ます通り、日本税務協会の専務理事を
やっております。名前は専務理事であ
りますが、私は昭和十七年以降、小企
業者の納税相談というのを主体とし
て今日まで参つたわけでございませ
う。親しく小企業者の皆さんと顔を合
せ、ひざを交えて、とくと皆さんの納
税関係を主体としての御相談に応じ、
あるいはその指導に當つて参つてきた
のであります。その間におきましては
商工会議所あるいは商工会、そういう
方々の御協力を得まして仕事をやつ
てきたのでございませうが、東京都にお
きましては、戦後非常な課税の圧迫を受
けたような時代におきましては、特に
協力のもとに各地区々々に相談所を設
け、または巡回相談所を設けて納税対
策に貢献したのでございませうが、その
際に集まつてこられた方は、ほとんど
ここに書いてございませうところの小規
模の事業者の方がその対象になったの
であります。もちろん大企業とか中企
業というものは、納税関係にしる経営
関係にしる金融関係にしても、自分の
会社あるいは企業それ自体に即応する
ような人を自由に得られるのでありま
すから、決して商工会議所あるいはそ
の他の援助を受けぬでもよろしいとい
うことになるのであります。遺憾な
がら小規模事業者は、それだけの資力
はないし、それだけの額がないため
に、きゅうきゅうとして悩んでおられ
るのではないかと思ひます。従つてわ
れわれがそういうような面に直面した
場合においては、数多くの集まつてこ

られるところの方、あるいは相談にお
いでになる方は、ほとんどはそういう
ような手足を自分で持つことのできな
いようなお方がその大多数を占めてお
るのでございませう。なおまたこの経営
指導といふことにつきましては、ただ
学歴だけではなかなか指導はできませ
ん。要するに自分その体験を持つ者
でなければ、ほんとうの相手の気持ちと
いふものはわかりませんから、その指
導といふものもよりまづいかならないも
のでございませう。私は昔税務官吏もして
ました。だからその時代における納税
者の心理、気持ちよくわかります。野
に下りましては納税者の味方となつ
て、非常にめんどうを見てやつておる
のでございませう。場合によつては、朝
から家まで押しかけていろいろ相談せ
られる方があつた。道で顔を合はせま
す、それからそれへと何もかも相談を
持つておいでになる。ただ税金だけの
関係ではございませう。経営上の問題
まで、場合によつては兄弟げんかまで
相談に持つておいでになるようなこと
もございませう。

なおまたこの法案をちよつと拝見
いたしました。私はこういう感じを持
つたのでございませう。ちよつと企業
本が集まつて企業経営するところの株
式会社に対して、小規模の企業者の方
が株式会社の形態をもつて行なうこ
とができるので、それに対して有限公
社が認められたと同様に、地域的関係
におけるところの商工業の発展、指導
についての商工会議所に対して、そ
ういふような機構を設けることのでき
まして、これに一つの人格を与えること

できるというこの法案は、ちよつと
社機構におけるところの株式会社に
して、有制限の制度が設けられたと同
様な感じを持つておるのでございま
す。なおまたある一つの区域におい
て、小さい区域を独立に存在させる
といふようなことは、行政運用上非常
に複雑を来たすことになりませう。ま
たそれは東京都において各区域ごと
に商工会を設けるということになれば、
商工会議所といふのは要らない、こ
ういふことにはなれないかと思ひま
す。それから各区域内において零細企
業者とそれ以外の商工業者を別にして、
二つの団体を作つたらどうかとい
ふことも考えられますけれども、零細企
業者といふことも、いつまでも零細企
業者といふわけではありませう。おの
の経営あるいは指導よろしきを得
て、だんだん零細企業者も大企業者
になる可能性はあります。現在の大企
業者の中から零細企業者に落ちる者
もあつますから、その点は運営上にお
いて非常にそごを来たすのではない
か、こ

ういふような気がするのでございま
す。従つて現在のこの法案そのもの
は、全面的に見まして私は大いにけ
つこうな法案であると思ひますし、ま
たここに補助金をもつて零細企業者
の救済策を講ぜられることは非常に
けつこうでございませう。もちろんこ
の補助金といふのは、われわれすべ
ての国民が納めたところの税金の一
部を、国の手によつてそういう方
向に使われるのでございませうから、
場合によつては、監督官庁として、
ある程度これを指導監督することは
当然なことではございませうし、ま
た通産大臣としてありますけれ

ども、実質的にはこれは知事に委任
事項として指導監督されることも運
用上できるのではないか、こ
ういふふうにか考へておるのでござ
いませう。ただ要はこ
ういふ法律がございませう。その運
用いかんといふことが一番問題で
ございませう。いかなる法律であつ
ても、その運用がよろしくなければ
何にもならない、こ
ういふふうな気がするのでございま
す。もしこの法案が成立しまし
たら、どうぞ一つその運用に當
たる方々は眞に法の精神にのつとつ
て、中
小企業者は別として零細企業者の
指導監督といふことを重点的に運
用せられように希望してゐるわけ
でございませう。

また申し上げることもございま
す。時間の関係で、以上申し上げま
して、私の参考意見といつた次第
であります。

○中村委員長 次に渡辺重太郎君。

○渡辺参事 本日待望の商工会法
案を審議する商工委員会に参考人
として喚問されるに際しまして、簡
単に私の意見を述べさせていただきます。

まず私も全く恵まれなかつた都
町村の小規模事業者に対して、今
回各党、政府当局の御理解により
まして、よりやく私どもが目を見る
ことになる商工会の法制化が審議
されることになりましたことは、過
去三十年を商工会の育成に努力
して参つた私にとりまして全く望
外の喜びであり、心から感謝の意
を表する次第でございませう。
私が会長をいたしております長野
県下伊那郡那珂町商工会は、飯
田市に隣接し、人口約二万、地
区内の商工業者五百四十二、会
員数四百八十八名という中程度
の商工会であります。創立は昭

和十年二月、二十五年の歴史を持
つております。この二十五年の歴史
を振り返つてみると、この数年強
く感じましたことは、大企業、都
市部業者の進出であります。大企
業の直営店が都部に進出しまして、
大資本によるスーパーマーケット
の設立、さらに都市に対する顧客
の流出等、これをとつて見ましても、
私ども都市部業者の死命に關する
問題であります。この状態のま
までは、全く都部の業者は疲弊の
途をたどり、大きな社会不安の原
因となつてはなれないかと、心から
憂うものであります。私ども商工
会関係者はこの状態に対処して、
会員である零細業者の繁栄をはか
るべく、連日必死の努力を続けて
いるわけであります。いかにせん、
限られた予算と限られた人員、能
力では限界があり、ここにこの苦
しい実態を御理解願つて、特別の
育成措置の一日も早く実現される
ことを心から願つていたのでござ
いませう。

商工会の実態につきまして、商
工会は一体何をしたいのか、どん
な性格なのかといふ御疑問もある
かと存じます。そこで、私も都町
村商工会の活動状況について、具
体的に御説明申し上げます。
商工会は前にもお話し申し上げた
通り、その地区内の九〇%が加入
しております。同じ場所同じ空気を
吸ひ、同じ顧客を対象とする仲間
たちの集まりであります。この私
どもの仲間の共通の悩み、地域の
特性に應じた問題の処理、解決
し、町の繁栄をもちたすことが、
商工会の最大の目的であると信
じております。もちろん町内の業
者のうち約九五%が小規模事業者
である

ので、先ほどの理由によりその悩みは深刻であります。

まず私も取り上げましたのが金融のあつてんであります。御存じかと存じますが、町内の業者の実態、レベルは低く、国民金融公庫等の政府資金の借り入れさえも、手続のめんどうや記帳の不十分等によりまして、利用度はさきわめて低く、町内に十軒ある高利貸しに金融を依存し、さらに営業状態を悪化させるという状態でありました。営業の実態から見て、政府資金を利用する資格がないのではなく、全くこの制度を利用する意欲と能力に欠けていたということが申せるのではないかと申すのであります。

この立ちおくれしている業者の体質改善の第一歩といたしまして、昭和二十五年、国民金融公庫の償還組合を商工会の手によって結成いたしました。商工会職員を戸別に訪問させ、文字通り金融の御用聞きを行なったのであります。希望者には申し込み書類作成の指導を行ない、代行してやる、ひいてはこれが記帳の指導、税務の指導、納税組合の設立までに至ったのであります。現在これが一応の成果を得まして、現在借り入れ残高約三千万円、利用者百二十余名、会員の中で国金を利用したことのない者は皆無という状況まで成長いたしましたのであります。

さらに商工会独自の方策といたしまして、農業協同組合との提携によりまして、最高二十万円、二十カ月払い、金利二銭五厘八毛の貸し出しを行ない、この方は残高一千万円に達しております。この制度は、商工会、農協から各三名ずつの委員を選出して、この審議会で貸し出しを決定するという方

法をとっており、自主的な金融という点で効果を上げております。また、ほかに町の預託金による商工振興資金制度があり、これも同様な様式により約四百万円の貸し出しを行なっております。この結果、最も高利貸し業者といたしましては、町の高利貸し業者は九軒に減り、金利も下がり、さらにこの町では商売が成り立たないという声も出るという状態になったのであります。また最近になりましたのは、政府資金のうちでも中小企業金融公庫の利用希望者が出てきましたが、これは国民金融公庫では十分に満たされなかつたという証拠であり、会員の成長を物語るものとして、大きな喜びを感じているところであります。

さらに事業といたしましては、会員意識の高揚と協力態勢を固めるために連合大売り出しを実施いたし、各種講習会の実施、視察、診断業務等を行なっております。ほか、中小企業相談所の設置による巡回戸別指導等を行なっております。この相談業務につきましても、その内容におきまして通り一べんのものではなく、高利貸しからの救済、さらには家庭相談まで受けることがたびたびであり、文字通り相談相手としての業務を果たしつつあることは、町内の全業者が共通の悩みを基盤として結びついている証拠でもあり、地域経済団体としての商工会のあり方、意義をこの面でも御理解願えるのではないかと存する次第であります。

また商工会の特性といたしまして申し加えさせていただくことは、町当局との深い結びつきであります。地域経済団体といたしまして、町との結びつ

きが強くなかつたなら、私も前述の業務も非常にプレッシャーをかけられる結果となつたのではないかと存ぜられるのであります。小さな郡部の町村にありましては、地区内の全業者を結集して、一つの組織を作り上げることが、この面でも必要であると思われるのであります。もちろん、前に申し上げました商工会活動、そしてその効果は、幸いにして本商工会が六名の職員を擁し、役員の熱意もあつた結果でありまして、この意味におきまして、今回配置されました経営改善普及員制度に対しましては、大きな期待を持つと同時に大きな効果を予期されておるのであります。

本商工会は飯田商工会議所の地区の中に一応入っているようでありまして、が、会費の負担はなく、本町から会議所の会員となつてゐるのは二名であります。もちろん私もその一は、商工会議所とは性格的に非常に異なり、都市部の業者との格差を修正するという商工会の目的からいっても、会議所の指導を受けることは大きな矛盾がありますので、本会といたしましては、同じく中小企業者を育成するもの同士として、一対一の立場で協調するものにする業務を進めており、中小企業相談所同士で連絡を保っております。

以上簡単に商工会につきましても申し述べさせていただきます。要は、町村の業者の困窮度の高さ、これを保護育成するためには、唯一の地域経済指導団体として必然的に生まれ、成長してきた商工会の組織を通じて行なつていただくのが、私も当事者としていたしまして、永年の経験からも、最も効果が

上がるのではないかと確信いたす次第でございます。

何とぞ各位の御配慮により、一日も早く同法案が成立いたしますようお願い申し上げます。後刻各位の御質問に對しまして、またあらためてそれぞれお答え申し上げます。

○中村委員長 以上で参考人の方々の意見の陳述は終わりました。

質疑の通告があります。順次これを許します。

ただ、伊東参考人は、所用のため午後には出席できない旨を申し出ておりますので、その旨を御留意の上御質疑を願います。小林正美君。

○小林(正)委員 ただいま御説明をいただきましたので、大体御意見がわかつたのであります。少し重要な点についてお尋ねをいたしたいと思います。

最初に、日本税務協会の専務理事の柳さんに御質問と申し上げたいと考えます。

ただいまのあなたの御発言の中で、政府の原案に対してきわめて賛成である、こういうお話がございました。特にその中で、いわゆる大規模の事業者と小規模事業者とを分ける必要はないんだ、小規模事業者にも、大規模の事業に発展できるような可能性があるんだ、こういうお言葉を拝聴いたしました。私も小規模事業を経営しておる一人として、ほんとに心の底からうれしく存じました。さぞかし、あなたの言葉を聞いて、全国の中小企業者、零細企業者は喜ぶであらうと私は思うのであります。しかし静かに考えてみると、これはまことにどうも単なる言葉のあやであつて、一体具体的にどの

ように零細企業者、いわゆる小規模事業者というものが、現在のこの段階において中企業、大企業に発展する具体的な可能性があるのか、この点を一つぜひとも柳先生によく教えていただきたい、こう思います。

○柳参考人 私は零細企業者の方にあつても、一つの希望があるということを考えておるのであります。ただその希望を満たすか満たさないかという点については、一つの障害があるのをごさいます。その障害を打破するところ、それぞれ指導機関そのものが善導することによつて、一つのそこに芽えがえ、なおそれを受け継いで、よく自分自身において一つの研究と努力によつてなして上げていけば、必ずしも零細企業者は発展を阻害せられるものではないという一つの自信を持つておるのであります。私は経験者の人も数人知つておりますが、最初はいさゝか三坪の坪数の菓子屋をやつておつたお方が、非常に指導よろしきを得た結果によつて、自分でも工夫し、そうしてお客はいろいろものを好むか、どういふ色の合いを好むか、どういふ味のものを好むかということ、自分も大いに研究されて、そうしてその成果が上がつて、今では相当大きな中企業者に発展しておられるような事情もあるのをごさいます。ただ零細企業であるがゆえに、きよりはききよりはで過ごしたからといって、これはおもしろくないし、またその指導にあつても形式的の指導ではだめだ、要するに指導よろしきを得て奮起すれば、必ずその人は芽ええるという自信を持つております。

どなたが営業して悪いということがなく、何商売してもいいことになっているので、次々にたくさん生まれて出てくる。従ってそこに過当競争が行なわれない。従ってそこは競争で潰れてくるということなんです。しかしお説の通り、今日の商工会法が出来ても、必ずしも私は商人が、零細企業がすぐよくなるということは考えられません。どうしてよくなると考えられないか。次々に、これだけと限定してないので、それがいいとなれば、どなたもほとんど変わっていつて、あしたからでも何百人も、町中が全部商人になってしまふから、すぐよくなる方法というものはあり得ないと思うのです。ただこういうようなものが政策の上に、政治の上に立つて幾分なりともお役に立つ方途がないかというのが、そもその案だと思ふ。だからドイツの方あるいはヨーロッパの各国を見てみましても、日本のような商人があるところはどこにもないので、割合にそういふ診断といい、すべての繁栄方途というものが開かれていると

思うのですが、何か日本ではそういうような零細企業が、今の論議の中にもあるように——自分は一生零細企業でいようというものではないかと思うのです。小さいものが大きくなりたいという、これが自由であり、その自由の中に成長することがみずからの力でなければならぬのであって、政府に頼って零細企業が食っていくとするのを認可しなければならぬ状態にある。これをどういうふうに解剖して、どういふふうにしてやうにいったらば、よりよいものが作れるかということ、を、伊東先生にお伺いしたいと思うのですが……

○伊東参考人 私我先ほど急いで申し上げたのでよくおわかり願わなかつたと思うのですが、先ほどから論争みたいなことがありましたが、それについてまず申し上げますと、現在でも、やはり零細企業から大企業になつておるものもまれにはあるのであります。ヤシカ・カメラあるいはソニー、いろいろあるのです。しかし問題は、そういうまれな例は、ことに技術革新やなんかによりまく乗つた人がさうなつておる。一般的には零細企業層というものができている。私は先ほど御質問があつたように、各国と比較して日本の非常な特色を申し上げますと、大資本、中小資本、それから零細経営、この中でも、何人か人を使つておるところと自家労働があります。こういう経営の階層が非常につきり日本にできておるといふこと、それからその階層の相互の取引関係が対等でないという点ですね。アメリカあたりでは、下請といえども非常に対等でありまして、欧州はもちろんであります。日本で対等でない

のはなぜか。やはり一方の社会の非民主的といひますか、それは、日本で過去にほんとうの意味の自由競争時代がなかつたからといふことも言えるわけですね。下請だけではないのであります。それ以外の領域も非常にさういふ圧迫を受ける。ですからさういふ点をなくしていかないと、先ほど障害除去と言ひますが、一つの経営の努力だけではいけない一つの大きな壁があります。それはやはり政治が取り除いていくべきだ。そこでそのしわ寄せをなくし、下請代金支払いの法規等も考えたのであります。これも実際にはなかなか——業者の弱さと、それから独禁法なんかほとんど骨抜きになつて、それが政策通りなかなか行なわれなかつた、もう一つの大きなことを言ひますと、先ほどちょっと申し上げたのであります。日本ではあとからあとに生まれるというところでありまして、この生まれるわけは、私のところでも調査をしてみました。そのところ、これはやはり中小企業の低賃金といふことから来ておるものであります。中小企業が極端な低賃金を持った低賃金である。そうして中小企業にいたんじや、社会保障もなければ、また将来の退職金等の希望もない。そういう人々がみんな独立しようとするのであります。普通ならば横に移動して、ほかの会社に行つてよくなるというものが欧米の例なんです。日本では、大企業が労働者を本工だけとて、臨時工など差別して、あとは下請にする。そのために横に移動ができません。一たび中小企業、零細企業に行つたら、もうなかなか上へ上がれない。それだから零細業者として

独立を夢見るのであります。それにまた、零細企業が非常にわずかの資本でやれるような業種が非常にあるといふことも、あずかつて力があります。最後に申し上げますと、さういふわけでありまして、たとえば日本の賃金の較差がなくなつてくる。あるいは、先ほどたくさんさんの不完全雇用、不完全就業と言ひましたが、さういふ中小企業や零細企業の食ひや食わず、つまりまともに働いても食えないような賃金の人々、さういふ水準がもしもより上になつてくる——最低賃金制について、私はこの議会で、今のままじや困る、あれでは困るということをお願いした。それが上がつてくれば、こゝではつきり、もうさういふはかな過当競争をしないでも安定できるような状態が出てくるわけですね。同時にまた、過剰人口とよく言ひますが、さういふ低い賃金であるから、残業もやる、あるいは一家全部で働かなければならぬ。それで労働の雇用の需要供給面がずれてしまふ。そのために泥沼みたくになつてしまふ。そのことが非常に問題であつて、零細企業といふものはまさにその泥沼の中に置かれておる存在なんです。いわば潜在過剰人口の一つのあり方だとさういふ例を申し上げたのですが、ドイツではさうなふうになつておらない。ドイツの手工業者の会館所といふものは、しっかりとしたものがある。商工会議所とは別であります。商工会議所は大体大企業のもので、中企業も大体商工会議所に行つております。手工業といふのは、大体平均が五人であります。これにはサービス業や理髪店やレストランも、みんな入つ

ております。大体さういふ零細企業の層のものが自主的に結合してあり、ハントヴェルクといふ手工業の定義は、自主的な独立性を持ったものといふことを強調しておるわけですね。たとえば問屋の下請といふことじやない。日本ではさういふ問屋あるいは工場の下請で独立性を持たないでいじめられておるものが多い。欧米では、実を言ひますとさういふ低賃金で大きいものから利用されておるもの、低賃金だけが唯一の存在理由だといふような、さういふ零細企業は社会の害悪だといふ通念になつておる。アメリカでもさうでありますし、ヨーロッパに行つてもさうであります。私は、日本でもだんだんさうしていかなくればいけない。そのために前提になつておるものはやはり雇用政策です。それで私はこゝで完全雇用を実現していただく日本の十年計画なり、さういふものを立てること並びながら、先ほどからお話のありました零細企業の体質を改善していただくことが両々相待たなければいけないといふことを、先ほど申し上げたのでございます。それでお待ち願ひますでしようか。

○長谷川(四)委員 今のお話の通りだと私は思ひます。しかし日本の中小商工業者といふ方々は、大体大企業もさうなんでしょうが、人におんぶとだつてより考えておらない。みずからがこゝろを高度に利用して、そして自分ばかりか、安定するんだといふような意欲に、大きく欠陥のあることは見のがすことのできない事実だと思ひます。さういふような点について、いろいろな法律ができたけれど

も、何ら役に立たないじゃないかと、よくおしかりを受ける。やはり本日もだいい承りました。しかしさういふような組織を作られて、さういふような法律を作つて、その法律を詭譎し、その法律に基づいてその団体的な、つまり要望、要求が通らなかつたといふこととまでの御協力はなかなかできておらぬと思ひます。なるほど各地の商工会においても、商工会議所においても、二の苦勞なすつておる。本日お集まりのさういふ方々は非常に苦勞が多いんで、それじゃほかの人が、その人の言う通りに、その全部がそのお氣持に続くかどうかといふと、なかなかまたそれがまとまつておらないといふのが、今の日本の商工業者の真のあり方だと私は思ひます。私はかつてさういふようなことを考えたことがあるのですが、何ともしてもこの中小商工業者といふものが、何とか生きていく道を作らなければならぬ。それには、都道府県知事が、たとえば五円のため、菓子や果物を店があつても全部認可制にしようじやないか、人口に準じて、その商人がそこで店を開いた場合は、たして過剰かどうか、同業者が食つていけるか食つていけないか、さういふ上に立つて、そしてなるほどこれは五軒あつてもよろしい、あと一軒あつても食つていける、その上に立つたならば認可制を与えるような方法を聞いていつたら、さうなつて初めて業種別といふものがそこにかつてくると思ひます。さうすると、不景氣になつたからといって業界全部が同一の不景氣に会つわけではないのであつて、その中の何々業界が景氣が悪いというならば、さういふ業界には特別の手当をしていくといふ

ような方途が開かれるであろう、こういうようなことも考えたことがあるのですが、いずれにしても今は、きのう退職金をもらったから、あすからすぐ商人に変わっていくわけなので、あまりにもこれが多過ぎるんですが、これを何とか解決をつけていかなければ、いつになっても、私はどういふ法律を持っていても、いたちごとくこれと言わなければならぬと思う。現に私は小売商人をみずから体験をしてみても、そのような感じがするのでございすが、その点についてはいかがでございましょう。

○伊東参考人 今申し上げたことなんですが、たとえばアメリカですと、失業したら失業手当ですね、これで遊んで食っていくんです。結局それは賃金のレベルの問題であり、日本の社会保障というものはみんな賃金の格差に応じて払う。これもまた一つの問題ですね。つまり全体の賃金のレベルが非常に低い。格差が極端にあるから、また退職金も、今の関係ですが、それは食っていきなから、何か始めよう、どうしてもそうなるんですね。やはり私は今の労働問題の面との関係から、それだけではいけません、その関係からもやはりお考え願いたい、こう思うのです。中小企業者が非常に民主的なそういう権利意識や何かに弱い、また非常に自覚が足りない、こういうふうにおっしゃいますけれども、これも戦前までの日本の非常な官僚的な国家というふうなもので、また今のような階層でしわ寄せされて、あきらめちゃっているわけですね。それだけに私は政治家の方たちは、この中小企業者、零細企業者に、先ほども申し上げ

たが、もつと民主的な自覚を持たせよう。だから組織が民主的にならなければいけないということを申し上げたいのです。それが何か上からくつとくるようなものになつてやうと、同じことを繰り返すだけだ。やはり教育しなければならぬのです。教育するような場を作つてやうということが、やはり必要なのではないか。

○長谷川(四)委員 新しく認可制のようなものはどうでしょう。

○伊東参考人 いや私は、ドイツの場合では親方資格というものの免状が非常に制限されてくるので、一種の認可制——憲法は認可制ではありませんが、認可制のような効果を發揮している。發揮しているけれども、日本では、私はドイツのような職人、親方という制度がまねてきたらいいと思うのだが、下手にやりますと、また今言つたような日本の昔の徒弟制度の復活になつてやう。そうなるのは困る。非常に危ぶんでいるわけでありまして、やはりこの認可制というものは、これはうっかりやると、またえらい官僚統制になりますから、どうしてもやはり下からの業者の自主的なものを育て上げるといふような、そういう心がまえにならなければいけない。それで私は最初に申し上げたように、この法案はどうもそうならないのではないかと、そこに私は最も大きな異論を持っています。こういうことなのでございます。

○小林(正)委員 ちよつときよりはほかに行かなければならぬので大へん失礼であります、二、三のお尋ねをいたしたいと思いますが、まず最初に日本商工会議所の専務理事の高城さんにお尋ねをいたしたいと思ひます。

先ほどの商工会議所の中小企業対策について数字をあげて御説明になりました、私もそのいふゆる膨大なる数字に対しては大へん敬意を表するのではありませんが、やはり実際の問題になりますと、先ほど来いろいろ例に出ております、先ほどもいふゆる商議所の性格がはたして零細企業対策に対してどうか、多分にいろいろ疑問がないわけではございません。たとえば百貨店が地方に新しく店舗を設けるといふようなときに、いろいろ中小企業の連中とそこに摩擦を生じまして、これまで商工会議所が大へん苦しい立場に立つておられるというのを私は存じております。そこで率直にお伺いをいたしたいのでありますが、今の政府が考えておられるような、ああいった規模別で商工会議所と商工会を分けていくよりは、むしろ階層別に、やはり都会にも零細企業に対しては商工会を認める。そのかわり町、村にあるところの大規模事業に対しては、これは商工会議所のメンバーとするといふふうに、いふゆる階層別、規模別で分けていった方が、商工会議所の運営自体もやりやすいのではないかと、こういうことを私は考えますが、その点どうでございましょう。

○高城参考人 何か商工会議所に対しては、非常に誤解があるかとよく考えられますので、まずその点から申し上げてみたいと思ひます。ただいま百貨店の問題が出ました。おそらく先生は四日市の御出身で、四日市の商工会議所の例をお引きになつておるかと思ひますが、四日市の商工会議所では、その商工業者と話し合いをいたしまして、百貨店の誘致をいたしたわけでございまして、これはなぜ誘致をしたかと申し上げますと、その都市を發展させるためには、あのくらの町では百貨店が要るのだという大きい見地に立つて誘致をいたしたのであると私は考えます。この百貨店の問題につきましては、いふゆる百貨店審議会が案をきめます前に、各地の商工会議所に百貨店に關する商業活動調整協議会といふものを作つております。そこには消費者代表、小売業代表を入れました御回答を申し上げておるのであります。なかなかどうもこの百貨店の問題はむずかしいのであります。小売業者から言つて絶対に擴張はいかぬ、町全体の傾向から見ると、百貨店に關して答申をするたぐひに、小売業者からはあれはけしからぬ、百貨店の方からは商工会議所は小売業者の味方ばかりする、両方からやられておるわけでありまして、いかに公正公平にやっておるかということがこれでわかるわけでありまして。地域総合団体といふものは、やはりその経済全般を見ながら仕事をやっておるものであるのであります。そこで、ただいま階層別に分けた方がいいじゃないかというお話がありました。私も、私どもはこれに対して絶対に反対をいたすわけでありまして。地域経済総合団体といふのが商工会議所の唯一の性格でございまして。業種別の団体でもございせん。その地域内のごく地域の代表するといふのもございせん。地区内の全般を代表いたしまして、その都市の發展をはかるために仕事をいたしておるわけでもございまして、これにはいろいろ業者は商工会議所の会員にはなれないという規定を置くことは、商工会議所の性格から反対をいたさざるを得ないわけでありまして。この小売

業者の問題にいたしまして、零細企業の問題にいたしまして、先ほど私が申しました通り商工会議所をいたしましては、二十数年来この仕事をいたしておるものであります。最近におきましては、どうも商工会議所では手が届かないといふ話も出ておる。この四月一日から大田区に支部を作ることに決定いたしておるのでございまして。私どもといふは手は届かないといふなら支部を作つてでもやる、あるいは相談所の支部を作つてでもやる。われわれといふは、従来やつておりました小規模事業対策は今までも御苦労だつたが、要らぬのだと言われることはことに残念に思ふ次第でございまして。あるいはこの支部を作ることはどう構式じゃないかと、いふ話も出ておる。実は昭和二十九年の東京商工会議所の定款に支部を作ることが書いてあります。しかし支部を作るには相當の資金を用意しなければいけません。従いましてやつと東京商工会議所が建物建てる段階まで今日参り出たので、ようやく支部を作る方が出て参つたといふことでもございまして。

○小林(正)委員 町や村にある大きな会社、工場はあなたの方の会員として入つておる方がやはりいいのか、それとも地区別といふあなたの方の建前であるならば、これは商工会にいくべきものであるか、その点一つはつきりしていただかぬと、私たちは困るのです。

○高城参考人 商工会議所の地域内にあります場合には、商工会議所の会員で重複せぬといふことになりまして、商工会は地区を縮小しなければならぬ。地区を縮小した場合に、そ

ここに残つておる大きい工場や何かはどうかという問題でございます。大体におきまして、そういう工場は、郡部をはずした場合は、市に出張所とか事務所というものを持っておりますれば問題ございません。そういうものがない場合は一体どうするかという問題でございますが、会議所法におきましては、「但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。」というのを書いてございまして、会員の資格は割合広く認められておりますので、暫定的の方針としては、従来その会議所の会員であつたものに限つて、その会議所の会員として残ることが出来る。これはある意味から申しますと、会員権の擁護でございます。ほかの理由のために自分が会員になつていた会議所の会員になれないというところは酷じやないかというところが一つ、そういう方策をとりました方が会議所としても地区を締めやすいのじやないか、商工会を作りやすいのじやないかというふうに私は考えるわけでありまして。

○小林(正)委員 そこぢやつと中小企業庁長官にお尋ねしたいのですが、この間本会議における私の質問に対して池田通産大臣は、やはり地区別で分けるのであるということをはつきり答弁いたしております。そうすると今のような日本商工会議所専務理事が言われたような、地域外の、いわゆる商工会に属すべき地域にある大企業は、商工会議所に入り得ないということになると私は考えるのですが、その点は一体どういうふうにされるおつもりでありますか。

○小山(雄)政府委員 会議所と商工会、あるいは商工会議所同士、商工会

同士、地区の重複はさせない方針であります。これはそれぞれの会議所なり商工会の所轄地域が重複しないということでありまして、原則からいいますと、その所在地の商工業者で組織するものが現状でございますが、今高城参事からのお話がありましたように、たまたま——たまたまという語弊があるのですが、定款で別段の会員の規定のところで、定款で別段の定めができるという規定がございまして、今後の方針としては、会議所が地区を縮小したような場合に、そのためにかりに地域外にはみ出すものはその規定の運用によつて暫定措置として救つていこうというところで、われわれとしては方針をきめております。

○小林(正)委員 よくわかりました。が、そうすれば商工会の場合も同じように、市部にある零細企業もそういう別段の定めによつて、その隣接地の商工会のメンバーにすることができるといふことに相なると思ふのです。そうでないとはなはだ均衡を欠くことになつて、中小企業庁長官どう考えられますか。

○小山(雄)政府委員 商工会は法律的に今後新しく組織するわけでありまして、商工会法案では、会員の資格について定款で別段の定めができる、そういう規定を置いておられます。これは新しく組織する制度でございますから、その一般原則に基づいてきております。

○小林(正)委員 中小企業庁長官からそういう御発言があることは非常に残念であります。いかに現在の政府の商工会法案が零細企業のためにならぬ法案であるかということを、あなた

ずからがここではつきりと説明されたい、御苦勞であります。

次に全国商工会連合会の専務理事の井上さんにお尋ねをいたしたいと思ひます。井上さんは先ほどのお話の中で、町村に重点を置かれたこの政策に対して非常に感謝しておる、こういう工合に言われました。私はそんなに町村に重点を置いたような政策であるとは思ひませんが、ちよつとその点氣になりましたので、もう一べん御説明を願ひたいと思ひます。

○井上参事 私の参考意見供述の中で、町村に重点を置いた施策ということとを申し上げたということでありまして、政府の案では七百人に一人という平均基準があるものでございまして、町村へ参りますと単位が非常に小さくなりまして、一応三百人に一人くらいは置いていきたいという考え方をもちのうちに漏れ承つております。そういうことで三百人に一人くらいを、優先的というところかしののですが、比較的恵まれない郡部に置いていただくことが、都市に比較して恵まれていたのじやないか、こういう考え方でございます。

○小林(正)委員 そういうことであれば非常にけっこうだと思ふのでありますが、私は必ずしもそのように聞いておりません。ちよつと中小企業庁長官がおられますから、どうですか、この点は町村に対しては三百の商店あるいは工場があれば、普及員を一人置いてもいいというお考えかどうか。この辺をはつきりしておかぬと、あとで実際にやる場合においては、とてもない別

すので、こういう席で、一つ長官の御返事を承りたいと思ひます。

○小山(雄)政府委員 その点は先般も御説明いたしました。予算的には七百人に一人という基準になっております。ただ商工業者の密集度とかいろいろ関係は勘案しまして、会議所の大きいところは財政力大きいというより、関係も考えまして、なるべく郡部の方の小さい方に厚くして、大きな方は薄くてもやつていけるだろうという観点から、今の考え方では大体三百人から五百人程度の間を一人という基準にいたしました。通増的に数がふえるに従つて少なくしていくという計算をしまして、そういう基準で考えております。

○小林(正)委員 井上さんにも一つ聞きたいのは、先ほど来ほかの参考人の方もいろいろお話をしましたが、やはり都市部における小規模事業者の方のいろいろ私は困つておられる点が大いのであろうと考えるのですが、あなたは商工会議所がある都市部の小規模事業者に対して、そういう地域にも商工会を作るといふことについては、どのようにお考えになつておられるか。これは他地区のことだから、おれは知らぬと言われてはちよつと困るのであります。同じ仲間の問題でありますから、一つ御答弁をいただきたい。

○井上参事 先に釘をさされましたが、実は不勉強で、六大都市というより大きなところについては、全くその方途に私自身も苦しんでおるわけでありまして、ただ実際問題といたしまして、地方都市にある商工会議所といふのは、比較的現在商工会議所の会員になつてゐるものが多いと推定をされ

ております。この際大体私の静岡県の例を申し上げますと、掛川市、磐田市、焼津市などは、そういう意味で非常に下の層まで入つております。従つて下の層の、ある程度のところまでは手の届くような相談所その他も、あるいは指導をおやりいただいたようなことも承つておりますから、そういう事実も一、二見聞いたしております。

そういう意味で、私は今商工会議所がこの際ほんとうに商工会法の精神にのつとつて、大多数の会員を入れて、手をふやしていつてさへくれば、必ず町村と同じような対策が小さな都市でできるのではないかと、かように考えておるわけでございます。またそれを大いに希望いたしておるわけでございますが、ただ六大都市、東京とか大阪とか特殊の地域にあつては、会員は個人だけでございませぬ。その点をどういふふうにするのかというところを、実は商工会議所の高城さんにもさつき話したわけでありまして、やはりその当事者によつて特別な最も合理的な方法を考え出していただかなければならぬのではないかと、いふふうにか

考へられたい。大へん不勉強な回答でございますが……

○小林(正)委員 それから井上さんにもう一つ聞きたいことは、先ほど石井さんの説明の中で、これは全国の業者の盛り上がりとしてのできたものではないように思ふ、やはりある特別な方々の熱心にやられたことではなからうかというふうな意味の石井さんの御発言がありましたのでお尋ねをいたします。特にこの商工会法案については、静岡県の方が御熱心だということ

を私も聞いておるわけでございます

ね。大へんけつこうだと思ひのでござ
います、ただいろいろ僕たちの耳に
は雑音が入ってきました、極端に申し
上げますと、どうもこれは池田通産大
臣と特別関係があるのではないかと。静
岡高等学校の卒業生はみな集まって
やつておるのではないかと。いろいろな
風評が立つております。将来池田さん
が総理大臣になるためのこれは一つの
大きな陰謀だといふようなあれが立つ
ておりましたね。私はそういうことは
ないと思ひますが、どういふことから
そういう運動をあなた方は展開なすつ
たのか、そういう点も一つ、きょうは
ちょうどいい機会でありまして、誤
解をうけていただきたいと思います。

○井上参事人 ただいま池田通産大臣
云々といふのが出ましたが、これは天地
神明に誓つてそういうことはございま
せんので、冒頭にお答へしておきます。
それからどういふ経路でそんなつた
かというお話でございますが、実は全
国で商工連合会があるのが当時二十四
県でございまして、ところがその前に、
新潟県が商工連合会の一番先進県で
ございまして、非常に熱心に商工会を
とめて、模範的な連合会を作つておら
れる。その新潟県の県連合会から、さ
きおとしの八月でございまして、私
の方と埼玉県にお手紙をちょうだいし
まして、一ぺん商工会のあり方という
ようなことについて、各県全然連絡も
ないから、比較的しつかりした商工連
合会を作つていられると思はれる県の人
たちで集まつて意見の交換をしようだ
はないか、こういう呼び出しをちょうだ
いいたしました、そこで東京へ合流し
ましてお話をいたしました。たまたま
そのときにやはりいろいろの問題で、

資金繰り、あるいは指導体系、あるい
は運用の内容と云ふようなことで、非
常に行き詰まりを来たしてございまし
て、何か事業交流あるいは意見の交流
をして、活発なものにしていきたい、
それには連合会もいふぶんあるだろう
から、一つ全国の調査をして、そうい
うところで集まつて、そういう研究会
を持とうではないか、こういう話し合
いから、各県に対してそういう照会を
いたしましたのが全国連合会を作る始まり
でございます。たまたまそのときに回
答のありましたのが、県名はさだか
はございせんが十一県ありまして、
その人たちが一回寄りまして、これく
らいあるならば、まだあるだろうから、
もう一回調査しようといふこと
で、その人たちが発起人になりまし
て、再調査いたしました。そのときに
二十一県が判明いたしましたので、そ
のとき初めて全国商工連合会といふ
ものを作つて相談していきつたといふ
ので相談しておるうちに、都市部にお
いては法の庇護を受け、あるいはある程
度の助成を受け、いろいろな形で育成
されておるが、郡部においては全く等
閑に付されておる、これではどうにも
将来案ぜられるから、一つこの際商工
会も、ほんとうに地域団体として活発
に、地域の総合経済の発展をもたらし
よう、何か大きな仕事をしておるのだか
ら、何かこれを法制化して、責任を
持った人格を得て、それでそこに一つ
助成の道を作つていただいて、九五％
といわれておりますが、圧倒的に多い
零細企業者、いわゆる今の定義でいう
小規模事業者でございまして、この人
たちとともに地域の経済発展をはかっ
ていくような方法を講じたいといふの

が、私どもの先ほど申しました商工会
助成法案の要望の始まりになつたわけ
であります。その後はほとんど中小企
業庁を中心にして参りまして、それ
から一度自民党の商工部会と中小企業
対策部会で、このことによつて招集を
いただきましたので、そのときから自
民党の中小企業対策部会と商工部会に
お顔つなぎができて、いろいろなこと
を二、三お願いに上がるような機会が
できてきた、こういうわけでございます。

○小林(正)委員 それから石井さんに
ちよつとお尋ねをしたいと思います。
先ほどの御発言の中で非常に重
要な発言だと私の思つたのは、県の商
工課長ですか、それがあなたの方の地
域に参つて、普及員の問題についてい
う説明したのが、その説明の中で、
普及員の資格としては次のようなもの
が一応基準であるといふことで、公認
会計士であるとか、中小企業登録診断
員であるとか、あるいは商工企業指
導業務に最近五年以上従事してある経
験者でなければならぬとか、そのほか
旧制中学校または新制高等学校卒業と
同程度の学歴を有する者で、しかも中
小企業庁長官の指定する研修課程を終
了した者であるとか、あるいは中小企
業庁長官が同等以上の指導力があると
認められた者であるとか、そういうよう
ないろいろ大へんな条件をつけ加えて、
そういう者でなければ普及員にしない
といふ説明があつたかのごとく私は
承つたのでありますが、その点どうで
ございましょうか。

○石井参事人 二月中旬でしたか、多
度町で同地区の商工会の役員が集まり
まして、県の商工課長さんの御説明で

は、確かにそのように非常に嚴重な資
格の制限があるように承りましたし、
これは戦前の中小企業相談員の資格と
ほとんど同様のものであるといふこと
を伺つております。それを置くことが
非常にむずかしいが、意見を言ひな
から出たのですけれども、とにかくそ
ういふものを置かなければやれないと
いう意味の御説明を受けたのでありま
す。

○小林(正)委員 そこで中小企業庁長
官にお尋ねしたいのでありますが、今
度は特に商工会議所のない、いわゆる
町村に、中小企業、特に零細企業対策
をやるために重点的に普及員を配置し
たいといふお考えで、まことにけつこ
うだと思ひますが、今のごと
く末端の県の商工課長などがきわめて
きびしい条件を普及員につけておる、
そういう説明をしておるといふことで
ございしますが、この点長官はどのよう
にお考えになりますか。

○小山(雄)政府委員 これも先般御質
問に際しまして御答弁いたしました
が、経営改善普及員といふのは、大体
仕事は何といひますか、割に一般的に
仕事で、専門的な事項を必要とする
場合には、その専門家を委嘱するとい
ふ経費もとつてあるわけでございます。
普及員そのものは割に一般的に、
何といひますか、程度としては割に一
般的な仕事をしていられるといふ考え方
から、私どもとしては現在やつておりま
す相談員より、もつとレベルを落として
いこうと考へております。ただ、今
のようなお話がございましては、実
は二月の初め各府県の商工部長会議を
やりました。そのときに、商工会法の
ほか一般的に通産省全体の事項を説明

しました中で、われわれとしては地方
の実情からいって、どの程度がいいだ
ろうという意味で、相談員はこうい
う資格だ、診断員はこういふ資格だとい
うのを表にしまして、皆さんどうお考
えになりますか、われわれはこうい
う考え方考へておりますが、いろいろ
うな意味のことを、こつちの方からむ
しろ相談した経緯がございまして、それ
をあるいは何か商工部長から商工課長
の方へうまく伝わらなくて、そういう
ことになつたんじゃないかと思ひます。

○小林(正)委員 そうすると、やはり
末端の商工会を作ろうとする人が心配
しておることは、大体今の中小企業庁
長官の御説明で、私もよくわかつたわけ
であります。たまたま役場に勤めて
おつて、昔の旧制の中学校を出てお
る、あるいは出てなくてもいいと思ひ
のであります。たまたまきつめに、
親切によく世話をする程度の人であ
れば、必ずしも特別の条件がなくても
いい、特別の資格がなくてもかまわな
いのだ、そういうふうにある程度幅を
持たせて考へていいですね、長官どう
ですか。

○小山(雄)政府委員 やはりこれは全
国一般のなんですから、ある標準は設
けたいと思ひます。ただそのときは最
後に経済的に現地といひますか、実情
に応じて考へるような規定を置いて運
用して参りたいと思ひます。

○中村委員 午後二時五分休
憩いたします。

○中村委員 午後二時五分休
憩いたします。

○中村委員 午後二時五分休
憩いたします。

参考人に対し質疑を続行いたしました。始関伊平君。

○始関委員 参考人の各位から御意見を拝聴いたしました。大体において郡部の商工業者を代表される立場にあられる方は、まずこの法案に満足である。それから東京や京都なんかの商工会議所の地区から出ておられます方々は御不満だ、こういうふうな問題がありました。そこでいろいろな問題があるわけですが、問題を解きほぐす前提としていたしまして、この商工会の目的ないしは性格というふうなもののについてお尋ねをしたいのであります。一つの見方は、これは商工会議所の高城君が一番はっきり申したようでありましたが、要するにこれは地区内の商工業の総合的な発展をはかるのだ、その意味において商工会議所を小型にしたものであつて、性格的には全く違わないので、こういう御意見であります。もう一つの、それに対立する意見は、零細事業者の指導というところに、特に大きな重点を置いた見方でありましたが、この二つあると思うのであります。これは、法律の条項で見ますと、目的のところを書いてあります。うに、今申した二つの目的があらわされて書いてある。法律的には疑いはないのであります。この点はあとでいろいろの問題を審議する場合に問題になると思ひますので、ちよつと伺つておきたいと思ひます。これは渡辺さん、伺つておきたいと思ひますが、今日まで自然発生的にできてきた商工会というものが非常にたくさんある、三千幾つかあるというお話ですが、今までにできて参りました商工会というものは、今私が申しましたように、その地

区の商工業の一般的な意味での発展をはかる、こういう目的があるいは事業と、それからその地区内の小規模事業者を個々に指導するという事業と、一応二つに分けて考えまして、一体どちらの方に重点があつたのか、一番最初はどういうふうに出発したのか、その比重は個々の商工会によりまして、ニュアンスの違いがあると思うのであります。その辺のことを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○渡辺参考人 ただいまのお問ひに對しましてお答えいたします。初め設立いたしました当時は、商工業の同志が糾合して、お互いの改善と隆盛をはかるというところによつて設立したわけでありました。その後やつておりましたときに、非常に弱小企業者が多いたために、これを何とか救済して同じ水準まで持つていこうやないかということ、で、その点に現在力を注いでおるわけでありました。そうして一人の落武者もないように、全部がそろつて安定した生活をやつていきたい、こういう立場において今いたしております。

○始関委員 たとえば法律にもございまして、展示会をやるとか共進会をやるとか、あるいはネオン灯を作つて商店街をきれいにするとか、そういう意味でのその地区の商工業の全体の発展をはかる、こういう仕事もかなりあるウエントを持つておるわけでございますか。

○渡辺参考人 ただいまおっしゃる通りに、街灯を作るとか展示会をいたすとかいうことを総合的にやつておりますけれども、でき得るだけ零細企業者に手を差し伸べてやつております。そして一つの例を申しますれば、かりにお

菓子を製造いたしますのに、多少の力のある方たちは自分で販売もできまして、自分の力で機械の適当なものも買ひ得るのでありますけれども、零細企業者はそれができませんために五、六軒を糾合せまして共同の機械を買ひ入れて、共同販売もさして行く。そういう指導を今いたしております。

○始関委員 全般的な商工業の発展、それから個々の業者というものを対象とした特別の指導と両方やつておられる、こういうお話でございますが、それなら個々の業者の指導という方面について伺ひますが、今までのための専従の職員、今度政府が助成しようとしております経営改善普及員ですね、あれに当たるような者が今までおつたのかどうかということ、おつたとすればその経費というものはどうして出したおつたのか、人件費ですね、それか雇町の会長でありましたが、あなたはこの副会長さんとか、そういう方々が業務の余暇をさいて自分でやつておられたのか、その辺の事情をちよつと伺ひたい。

○渡辺参考人 お答えいたします。ただいまの御質問に對しまして、現在職員が六名ございまして、そのうち今の第三種の中小企業相談所を併設されておりました、その費用が今国、県で九万六千円ちやうどいたしてござります。一名相談員がございまして、それに充當しておるわけでありまして、全部の予算は二百八十万ばかりございまして、町の方から三十万、国の方から九万六千いたしておりますが、あとの金は全部会費がまかなつておるのであります。非常に苦しいところをまかなつ

ておりますけれども、現在の商工会の活動状況から参りまして、どうして会員に出していただかなければならぬということ、るるお願いいたしまして出しているところであります。相談員一人では、なかなかたくさんな相談がございまして、その余分については、正副会長並びに部長というものが八人おりますが、その部長並びに正副会長が全部部署を分けてその相談の向き向きに對しまして十分な相談相手となつて、相談をしておるのであります。以上でございます。

○始関委員 今の点に關連しまして、ちよつとお尋ねしますが、今度の法案で、商工会の会長その他職員に会員外からも委嘱できるといひますか、頼めることになつておるのですか、あなたの方のところでは、会長とか副会長とか、その他商工会の会員である方がやつておられるようだが、非常に忙しんという事情もあると思うのです。そういう事、そういつたような状況から考へて、職員として経営改善普及員というふうなものは会員外から採るわけですが、役員の中の一定数のものも、そういう道を開いておいた方がよろしい、そういう必要があるというふうには、それは商工会の会長として実際は仕事をやつておられる立場から、どういふように感じられますか、その点ちよつとお答えを願ひます。

○渡辺参考人 お答えいたします。ただいまは今御質問の通りに会員のうちから役員を全部出してございまして、今お話しのうちにその指導者になります者が非常に忙しゅうございまして、自分の家業もやつて参らなければならぬとせんし、また会員としてもいたして参

らなければなりません。今の相談員もやつておられますけれども、そういういたしますと、どうしてもおのずから専務級の者を一人置いて、むろん会長あるいは副会長がその責任を負ひますし、起案をいたしますけれども、仕事の面ではそういうものを大いに今後やつていかなければならぬのではないかと、こゝろ考へております。

○始関委員 そこで商工会の目的には二つあるわけでございますが、その片方の方、その地区の商工業の全体の発展をはかるという目的に關する限り、これは地区内の商工業者すべて入つておられるし、いわゆる零細企業者というものに該當しなくても、それより少し規模が大きいくちも入つた方がよろしい。これは地区内の総合的な発展をはかるわけですから、その点については問題がない。両方の事業を合せてやるということだから、私は商工会の構成としては必ずしも小規模零細業者に限る必要はない、こゝろ思ひます。が、かりに、小規模な事業者の指導、そういう分野があるわけですね。今度の法律の非常に大きいわけですが、その分野に限つて話を進めるとして、比較的規模の大きいもの、いわゆる零細企業者に当たらないものの加入についていろいろ御意見がある。そこで一つ実情を伺ひたいのであります。これは河野さんに伺ひますが、一体地方の実情をいたしまして、零細企業者に当たらないもの、やや規模の大きい業者というものは現在に入つてゐるわけですが、これは喜んで入つてゐるのかどうかという点。それからその大きいといつても、どうせいなかのことですか、大したものはないと思ひます。

○渡辺参考人 お答えいたします。ただいまは河野さんに伺ひますが、一体地方の実情をいたしまして、零細企業者に当たらないもの、やや規模の大きい業者というものは現在に入つてゐるわけですが、これは喜んで入つてゐるのかどうかという点。それからその大きいといつても、どうせいなかのことですか、大したものはないと思ひます。

が、一体大企業といつてもどの程度のものが入っているのかということ。それから、一方小規模事業者の方では、これに對してどういふ態度といふか、意見を伺つておるのか、これを歓迎しておるのかどうか。あるいは比較的中規模のもの、本法でいう小規模事業者との間に何か摩擦があつた、そういうような事例があるのかどうか。もう一つ、先ほど渡辺さんのお話では金もかかるようですが、かりに一部の方が言つておられるように、小規模事業者だけで商工会というものを作るといふことにいたしました、政府から一人当たり県と合わせて二十四万円の補助があるわけですが、それだけでやつていけるだけの財政的な基礎がありと言へるのかどうか、こういう点を一つお答えを願います。——失礼いたしました。井上さんにちよつと……

○井上参考人 お尋ねの件であります、商工会の実体は、御承知のように自然発生的にその土地の全体の業者がまとまつて作つております。しかしながらその会員がごとく、いわゆる九五％と言われておりますが、それまでがほとんど現在の法で定義をされておる商工企業者でありますので、従つて事業内容がほとんど必然的にその方に重点が置かれていくのと同時に、商工会自体が、先ほどからお話の長野からありました、いろいろな総合的な作業もまた大きなウェイトを占めてゐるわけですが、お尋ねの焦点であります小規模事業者だけの商工会の運営で、いふふうなお尋ねでございますが、これは小規模事業者だけでは、この運営

が非常に心もとない感じがいたしてあります。摩擦があるかというお尋ねでございますが、これは大体町村では住民感情というものが非常にこまやかでありまして、絶えずその土地に育ち、その土地で営業している人たちが、非常に多から、そういう面でも、非常になごやかに進んでおられて、むしろ特殊な大工場ができて、その大工場の工場長というような立場の人は、従来は、私どもの知つてゐる範囲では、特別会員とかあるいは賛助会員という形で入つておられますが、その他、その土地で営業されている中小企業者には、おしなべてこの商工会に入つて、非常に円滑にいつてゐると思つております。

○始関委員 今の点は重要な点でございますから、これは東京の高橋さんにお尋ねいたしますが、東京都なんかの問題はあと回しにいたしまして、地方の実情に關する限り、中規模業者も入り、小規模業者との間に摩擦もなしに、相互協力度、ある程度の実績をあげておる、こういうたゞいまの井上さんのお説明に對して、あなた何か御意見が、おありでしたら、お話し願ひたい。

○高橋参考人 ただいまのお尋ねに對しまして、私は実は十八日に大阪に参りまして……

○始関委員 ちよつと待つて下さい、大阪とか東京はあと回しにして、いなかを先にやつて下さい。

○高橋参考人 いなかと申しますか、小さな町ですね、ここは割合円満にいつてゐるやうに多少聞いているのでございまして、六大都市が、まあ先ほど私申し上げたやうなきらいがあるわけでございます、小さな町は、そう

摩擦がないやうな——特に申し入れがないやうでございます。

○始関委員 そこで、商工会議所のある地区、特に六大都市と申しますか、非常に大きい都市の問題でございますが、実は自民党の政務調査会で、私も一番最初議論したときも、この問題が非常に大きな要点で、會議所ではとても手が回らぬのじゃないかというやうな気持ちで、まあ当時はそういう議論をいたしたのでございまして、そこで、この問題につきまして、項目を分けて伺ひますが、最初に高橋君に伺ひますけれども、先ほど井上さんの御説明だと、全国に三千六百ぐらいの商工会があつて、そのうちの八四％は都府県にある、それから一六％が都府県だ、こういうふうな御説明があつたと思つたのですが、一体この商工といふものが、いわゆる都市部——都市部といふのはどこまで入るか分かりませんが、特に大阪なり東京なり京都なり、こういう大きな都会に、いわゆる商工会です、都府県にあるのと同じ性格の商工会が、自然発生的に相当発生しておる、こういう事実を認めておられますか。その点ちよつと……

○高橋参考人 ただいま商工会が都府県にあるかといふお話でございますが、実はこの商工会の調査をいたしましたときに、商工会といふのは何だろ、うかといふことがわからないのであります。俗に商工会がある、あると申しておりますのは、いわば商店街連盟でありますとか、あるいは工場協会でありますとか、違ふ名前のもので、東京の場合でございますと、二千ございまして、しかし、これをもつて商工会といふかといふ商工会の定義ができており

ませんので、それが商工会だか私にはわからぬのであります、商工会という名のついたものは非常に少ないといふことを私は申し上げておきます。

○始関委員 そこで、ただいま高橋君のお話ですと、大都市には商工会といふのはつきりした名前のついた、従つてその内容についても、都府県におけるものとは同じやうな性格のものはないであらう、こういうお説であります、これはたとへば商店会でありまして、これはたゞ商店会でありまして、何か、あるいは専門店会協同組合であるとか、あるいは工場協会で、あるいは、名前も違ひ、実態もやや違ひ、のが、大都市におけるいわゆる商工会といふわけではなからうか、こういうお話でございますが、この点につきまして高橋さんの御意見を伺ひます。

それからなお、そうであるといひますと、たとえば専門店会について、専門店会協同組合という組織ができておられて、商工会という名称を使ひませんでも、いろいろ法人化する、方法はあります。その方法によりまして、地区内の商工業の発展をはかるという目的は、私は一応十分ではなからうかと思ひます。実はわれわれの政調会で議論したときも、そういうことで、一応商工会と商工会議所とは系統が別でよろしいんじゃないか、こういうこととに考えたわけでありまして、その二点について、まだお伺ひしたいことがあつたので、ちよつとその二点だけ切り離してお伺ひいたします。

○高橋参考人 実はお話の専門店会とかあるいは商店会といふやうなところも金融の面もやつております、また商店の発展もやつておりますが、それ

以外に、先ほどからお話のありました税の御指導とか金融のあつせんをやつておられる、つまり商工会の名前のついた団体が東京都内にもあるやうでございます。これは先ほどその代表の方がお話しになったと思ひますが、東京にも相当数があるやうであります。今お話の点で、要するに専門店会あるいは商店会等におきまして、それをやつておられます。小規模の町全体の会をやつておられます。その方もやつておられますが、商工会といふ名前を使つた団体が東京に数多くあるやうであります。先ほどその代表の方が確かお話があつたやうであります、一応その点御参考までに申し上げておきます。

○田中(武)委員 関連して。今の質問に對して、参考人両名の答弁は食い違つておると思ひます。そこで中小企業庁長官にお伺ひいたしますが、東京都あるいは大阪、京都、名古屋のやうな大都市で、商工会といふ名をつけたもの、ないし名前は違つておつても、大体商工会と同じやうな運営をやつておるといふ事業をやつておる、こういうやうなものはいくつかあるか、この際言つておいていただきたと思ひます。

○小山(雄)政府委員 実はこの商工会といふのは任意団体でありまして、これのつかみ方といふものは非常にむずかしいのでございまして。昨年相当詳しい調査を商工会についてやりました。その結果を、今の御質問に關連する点を申し上げますと、四十三府県で二千六百五十七商工会があるといふところまでつかめております。それ以外に、商工会といふ名前を使ひ、あるいは別の名前でもそれらしきものがあるのか

ないのかということは、実はつかめていないのであります。大体そういう趣旨のものはつかむというところで、各都道府県を通じて調査をしたのが、二千六百五十七でございまして、それ以外にないかと言われまして、ちゃんとした統計をとるようなことになっておりませんので、全然ないというような保証はできないような事情でございします。そのうち八五%に当たる二千二百六十三が都府町村に存在しておりまして、それから一五%に当たる三百九十四が市部に、市の区域にございします。ただ、この市の区域は、私どもの調査では大体小さな地方の市でありまして、六大都市等の大都市にあるものはこの中にはございしません。ただ、これも先ほど申しましたようなわけで、統計的な調査でないわけですから、あるいはそういう名前のもので少しはあるというようないふもあるかもしれません。したが、いわゆる行政的な調査でつかみました現状では、ないように承知しております。

○田中(武)委員 一五%ばかりが市部にある、こういうことですが、その市部というのは商工会議所のあるところですか。

○小山(雄)政府委員 これは会議所の地区に入っているところもありまして、入っていないところも、両方ございします。

○田中(武)委員 それじゃ資料として要求いたします。今の調べが完全なものではないことをみずから認めておられるのですからその程度でいいと思いますが、完全なものとはれないと思ひますが、現在商工会議所のある地区にある商工会は幾らなのか、それか

らこれはちよつと無理かもしれぬが、東京、京都、名古屋、大阪のごときところに、商工会ないしこれに類するものがどの程度あるか、これをできるだけ調べて下さい。

○勝澤委員 長官、資料の中で、できれば一具体的に都市の名前をあげておいていただきたいと思います。

○始末委員 そこで、その辺に問題の要点があるわけでございますが、これは一つ高橋さんにお尋ねをします。地域的な総合団体ということからいたしまして、会議所のある地区内にある商工会、法律的な性格からいって同じです。それは困る、これは筋からいってそうだろうと思つてこの案にわれわれも賛成したわけなんです。が、そういう前提から考えてみますと、必ずしも無理に商工会という名前のものを、東京とか大阪とか京都とかいふところを作る必要はないので、実質的に協同組合組織とか何とかによつて地区の発展、商店街の発展をはかればよろしい、こういう制度をやるならば経営改善普及員というものを、おれの方にもよこしたらいじやないか、ここまで妥協した線というものはあり得ると思ふのです。にわかにはその意見に賛成するわけでも何でもございせんが、結局、先ほど京都の代表の方、東京の代表の方が非常に反対なされたのですが、私が今翻訳したようなことにな

るのかならぬのかという点、高橋さんと河野さんから簡単にけつこうでございしますからちよつと……。

○高橋参考人 今のお話でございします、実は約一週間前に全日商で、商業関係の都市の理事を寄せたのですが、集まつた方は東京、大阪等が集まれ

たわけでありまして。一応先ほど公述で申し上げましたが、要するに大きな企業と零細のと一緒にやりまして、ほんとうに親切な、真から救済する、あるいはまた御相談にのじるといふ面は——先ほどドイッの話もありました

が、要するに中小企業の零細な連中は零細な連中で商工会というものをやる、農村にもできますのですから、そういう形で六大都市程度は必ず商工会を同じ姿で作つてもらいたい、そして商工会議所は、一応大きな企業の方が大体十分御相談になつてやつてい

らつしやるのですから、今申し上げた零細な方は六大都市程度はやはり別個にしていただいて、また必要な場所は適当に先生方にお考え願つて、六大都市がまずかつたら六大都市に、またもう少しふやしていただいてもいい。

要するに六大都市は商工会議所の行政として、零細のことも真剣にやつてはいただいておりまして、真剣にやつては

いまだいておりまして、真剣にやつては

いまだいておりまして、真剣にやつては

いまだいておりまして、真剣にやつては

聞いたのであります。大阪の商工会に別段相談がなかつた、商工会に聞いたら何も知らぬというふうな現状を、実は十八日に聞いて参りました。全日商でそういう考えならけつこうだということ、組織初め相当の理事が三十名ばかり集まつたのでございします

が、まあ御心配をしないでいただければ、まあ御心配をしないでいただければ

るだらうけれども、六大都市は一つ農村と同じように、その方たちだけで独自の商工会をやつていただいたらい

のじやないか、そういうふうな空気でございまして、全日商もその点決議しております。

○河野参考人 私どもは、大都市、それから地方小都市におきまして、いわゆる商工会と名のつくものを、先ほど申し述べましたように終戦直後あるいは戦前から、今までやつて参つたものでございします。東京でも二十三区に商工会を持つております。それから名古屋、京都、大阪、兵庫、各地区に商工会を持つております。大都市だけで百四十持つております。この会員は少ないところでも五百人くらいから、多いところは二千名近く持つて活動しておるわけでございます。東京だけで現在私どもの商工会の事務局員が各

区で約二百名おります。任意団体でございします。中小企業庁長官がおつかみになつておられなかつたのは、まことに残念でございますが、かなり活発な経営指導、金融の問題、税務経理の指導等、それから法律相談等も、申し上げたようにやつておるわけでございます。それで、どうして大都市にこういう商工会ができたかと申しますと、私は昭和二十二、三年ごろ東京商工

議所の中小企業対策部でありまして、

の商業者同盟に入つておつたわけ

でございます。例の公開経営研究会の青色申告を提唱いたしました北村実君が事務局長をやつておりました、私ども協力してやつて参つたのですが、二十四

年ごろになりますと、東京商工会議所がどうもそれに対する援助等をなさ

なくなつたというのを聞いておるわけ

でございます。そのためにこれは挫折いたしました。やむを得ず私どもは地元に戻りまして、私はすでに中野で商工組合連合会をやつておつたもので

から、それでは歸つて、きよから商工会を作ろうというので商工会を作つたわけでございますが、そういう形の商工会が大都市にもたくさんできてお

ります。東京の場合でございします。この点は、商工会議所が中途において放棄したものをわれわれが拾つて、これを維持育成してきたというのが事実でございますので、そういうことになりまして、やはり高橋さんがおつ

たわけでありまして。一応先ほど公述で申し上げましたが、要するに大きな企業と零細のと一緒にやりまして、ほんとうに親切な、真から救済する、あるいはまた御相談にのじるといふ面は——先ほどドイッの話もありました

が、要するに中小企業の零細な連中は零細な連中で商工会というものをやる、農村にもできますのですから、

そういう形で六大都市程度は必ず商工会を同じ姿で作つてもらいたい、そして商工

会議所は、一応大きな企業の方が大体十分御相談になつてやつてい

らつしやるのですから、今申し上げた零細な方は六大都市程度はやはり別個

にしていただいて、また必要な場所は適当に先生方にお考え願つて、六

大都市がまずかつたら六大都市に、またもう少しふやしていただいてもいい。

要するに六大都市は商工会議所の行政として、零細のことも真剣にやつては

いただいておりまして、真剣にやつては

いまだいておりまして、真剣にやつては

いまだいておりまして、真剣にやつては

いまだいておりまして、真剣にやつては

いまだいておりまして、真剣にやつては

いまだいておりまして、真剣にやつては

聞いたのであります。大阪の商工会に別段相談がなかつた、商工会に聞いたら何も知らぬというふうな現状を、実は十八日に聞いて参りました。全日商でそういう考えならけつこうだということ、組織初め相当の理事が三十名ばかり集まつたのでございします

が、まあ御心配をしないでいただければ、まあ御心配をしないでいただければ

るだらうけれども、六大都市は一つ農村と同じように、その方たちだけで独自の商工会をやつていただいたらい

のじやないか、そういうふうな空気でございまして、全日商もその点決議しております。

○河野参考人 私どもは、大都市、それから地方小都市におきまして、いわゆる商工会と名のつくものを、先ほど申し述べましたように終戦直後あるいは戦前から、今までやつて参つたものでございします。東京でも二十三区に商工会を持つております。それから名古屋、京都、大阪、兵庫、各地区に商工会を持つております。大都市だけで百四十持つております。この会員は少ないところでも五百人くらいから、多いところは二千名近く持つて活動しておるわけでございます。東京だけで現在私どもの商工会の事務局員が各

区で約二百名おります。任意団体でございします。中小企業庁長官がおつかみになつておられなかつたのは、まことに残念でございますが、かなり活発な経営指導、金融の問題、税務経理の指導等、それから法律相談等も、申し上げたようにやつておるわけでございます。それで、どうして大都市にこういう商工会ができたかと申しますと、私は昭和二十二、三年ごろ東京商工

議所の中小企業対策部でありまして、

の商業者同盟に入つておつたわけ

でございます。例の公開経営研究会の青色申告を提唱いたしました北村実君が事務局長をやつておりました、私ども協力してやつて参つたのですが、二十四

年ごろになりますと、東京商工会議所がどうもそれに対する援助等をなさ

なくなつたというのを聞いておるわけ

でございます。そのためにこれは挫折いたしました。やむを得ず私どもは地元に戻りまして、私はすでに中野で商工組合連合会をやつておつたもので

から、それでは歸つて、きよから商工会を作ろうというので商工会を作つたわけでございますが、そういう形の商工会が大都市にもたくさんできてお

ります。東京の場合でございします。この点は、商工会議所が中途において放棄したものをわれわれが拾つて、これを維持育成してきたというのが事実でございますので、そういうことになりまして、やはり高橋さんがおつ

○始関委員 河野さんに重ねて伺いますが、あなたの御意見は自主的にやろう、ですから政府の助成なんか必要ないのだ、ただ商工会という名前を使わしていただきたい、こういうことでございませうか。

○河野参考人 自主的にやると申しまして、先ほど申し上げましたように何しろ弱い団体でございますから、商工会全体を考えた場合には、やはり政府から適当な補助があつてしかるべきではないか、こういうふうに考える次第でございます。

○始関委員 意見を述べてもしようがないのですが、政府から金はほしい、勝手なことはするのだ、そんなばかなことはないので、その点について私はあなたの意見に反対であります。ただ、しかしながら、商工会議所の中で大阪、京都、東京というようなところでは、なかなか末端まで手が回りかねるという点は、私も最初からそういう感じを持っており、今も持っておるのですが、支部を作っておやりになるというのだが、この場合には支部そのものが——東京のお堀端にある商工会議所の支部だつて、やはり上から来た組織というよりな感じになるので、自主的な団体に中小零細企業者の指導をやらせようという趣旨からいいますと、少し離れるのではなからうかという気がするわけです。そこで、六大都市といふか、非常に大きい地域に限り、幸いにしてどうか、高橋さんも河野さんも、大きい都市は零細企業者だけでよろしいと言っているのだから、そういうふうな若干の条件をつけて、原則的な衝突はないという解釈になれば、会議所の建前としても、どう

しても絶対にいやだというまでの理由といひますか、そういうことはなからうという気がするのですが、高橋さんどうですか。

○高橋参考人 これは先ほど申しました通り、商工会議所が地域経済の総合団体であるという見地から申しますと、大企業と言わず、中企業と言わず、小企業と言わず全部を網羅する団体でなくてはいかぬということであらうと思ひます。先ほど申しました通り、東京都内に二千ばかりの団体がございませう。商工会議所としては、従来のこの団体を活用しつつ支部を作つていきたいという考え方を持っておるわけでありまして、この四月一日から発足いたします大田区の支部におきましても、その点よくその団体と話し合いをいたしまして、工場協会は工場協会の仕事をやつてくれ、区商連は区商連の仕事をやつてくれ、それを総合したものとして支部を作ろうじやないか、国から補助と申しますか、参りましたもの、あるいは会議所が自力で作りました普及員というものは、そつちの方に差し向けるからという考え方を持っているわけでございます。商工会をかりに作りまして、従来の二千の団体を全部解消させるというようなことは成り立たぬのじやないか、かえつて小規模事業者のためにマイナスになるのじやないか。要は会を作る問題ではなくて、小規模事業者の経営状況をいかによくするかということじやないかと思ひます。組織作りではなくして、いかにしてよくするかというところが目標になると思ひますのであり

ます。

○田中(武)委員 ちょっと関連して高橋さんにお伺ひしますが、中小零細企業は、やはり東京、大阪のような大都市にもうんと多いと思ひます。そこで、この法案の言っているような工業二十名、商業、サービス業五名程度のものが、東京の商工会議所に会員として一体何ほくらい入つておられますか。その会員の振り合ひを言つて下さい。東京商工会議所の会員は幾らで、そのうち二十名くらゐ以下の、法で言うところの小規模事業者が大体何ほくらゐか、それからまだ入っていないのがどのくらいあるという推定を……。

○高橋参考人 東京商工会議所には、いわゆる小規模事業者というのは比較的少ないのであります。大阪は会員の三五%くらいが会員になっておりますが、東京では七%くらいでございます。と申しますのは、若干会費が高いということ、個人で五千円、法人で一万円ということになっておりますので、なかなか入り切らぬという点があるのではないかと考えております。従いまして、私も団体加入という方式をとりますので、団体が百五十入つておられますので、東京の場合、会員が三万五千人おるわけでございます。それで前から申し上げました通り、会議所は公共的団体と申しますか、そういう見地に立ちまして、会員であるといふことではないといふことに差別はつけておらぬのであります。会員であらうが会費をお払いになるまいが、小規模事業者の指導については、全部無料ですと申すは、九割以上が会員外を扱っているわけでありませう。これは戦前からの伝統によることでもあらうかと思ひます

が、大体商工会議所の精神といふものは、そういうものであるわけでありませう。

○田中(武)委員 今のお話ですと、利用者で会員でない者が九割以上……。

○高橋参考人 東京の場合です。

○田中(武)委員 東京の場合、それだけが中小企業の相談を利用している、こういうことですか。

○高橋参考人 そうです。

○田中(武)委員 大体七%程度の会員で、商工会議所の運営等につきまして、いわゆる小規模事業者の立場からの発言といひますか、商工会議所に対する意見が反映できるようなことになつておりますか、いかがですか。

○高橋参考人 十分反映できると私どもは考えております。

○田中(武)委員 七%程度で十分に反映できている、たとえばどういふような運営になつておるか。

○高橋参考人 私どもの会議は、必ずしも多数決でやつておりません。会議所の常議員といふものがありますが、会議所に関しましては限りすべて公共の立場に立ちまして議論をいたしております。自分の大きい業界のためにこうだ、小さい業界のためにこうだといふことを、その業者自身が言わなくては通らないといふような仕組みになつておりません。これはすでに八十二年になりまして会議所の長い歴史が、そういうことを実現させておるわけでありませう。

○田中(武)委員 関連ですから、もう一点だけ。今度は河野さんと高橋さんにお伺ひしたいのですが、今高橋さんには、東京商工会議所は十分零細企業の意思を反映した運営がなされている、

こういふふうにおつちやつたのです

が、私たち見ましてやはり大企業中心ではなからうか、こう思ひます。それで実際東京に店を持つておられ、中小企業の立場で活動しておられるお二人の方は、商工会議所等はやはりそういうような運営であるか、あるいは皆さん方の意見が十分反映して運営がなされているか、どういふふうに見られているか、お伺ひいたします。

○河野参考人 私先ほど申し上げましたように、とにかく昭和二十三、四年のような、中小企業者が税問題その他で非常に苦勞しておつた時代に、初め指導しておつた商工会議所がそれを放棄したといふ事実から見まして、われわれ零細業者に對しましては、あまり手を差し伸べていないのではないかと、区であるとかそういうところからのいろいろ指導はございませうが、商工会議所から一べんも呼びかけを受けた記憶もございせんし、これは全体的に申せることではないかと思ひますので、私も、大都市におきましては商工会議所の恩恵は受けておるというふうには、これは自分の考へてございませうが、そういう印象を受けているわけでございます。

○高橋参考人 今の商工会議所は非常に資力もございませうし、中小企業の面の相談所も相当利用されているようでありませう。しかし先ほど商店会等もこれを利用して一緒にやつてやられる、こう高橋さんはおつちやいませうが、商店会利用といふ面も、これはけつこりなんでもございませうが、農村あたり、いなかの方には商工会ができる、東京とか六大都市あるいは相当の都市の、会議

所のあるところは会議所でおやりになるという線は、われわれ率直に申し上げて、零細な方々の面を、たとえて申しますと、品川も人口が区だけで四十万ございます。蒲田が六十万、ここに全部に支所を作るか、これはできませんが、東京には商店が十五万あるわけです。それを二十三区で分けると相当な数に要するわけですから、地方へ行きま

じように、別個に零細業者の商工会を六大都市、十大都市くらいは作っていただきたい。そうすると百貨店と同じように、政府にも十分意向が御伝達できる。中の組織は一つ民主的に、先生方の御配慮でお作り願えればけっこうだと思ひます。

○中嶋参考人 京都にありましては、

先ほど申し上げました通り、商工会議所の組織並びに運営の形から参りますと、今高城さんからもおっしゃっていただいておりますが、現実の運営としておっしゃったところには無理じゃないか。これは私言えると思うので、おそろく京都にありましては、今の基準の業者は、ほとんど商工会議所に参加しておらぬのです。ということ

は私言ひ切つて差しつかえない。そういたしました。大都市の商工会議所が、あわせて商工会と同じ仕事をしてやろうとおっしゃっていただきたましても、現在私たちがよくいろんなお仕事で御一緒にさせていただいておられますが、これらの御認識と考え方ではないか、そういう点高橋さん等がおっしゃっておられますように、この二つの目的はあるといたしまして、やはり零細業者から見れば、今度初めて行政の中で零細企業者だけに与えられ

力を守つていく、伸ばしていくことで、なおかつ日本経済に少しでも寄与していきたいという熱意を受け入れてやっていただけるのではないかと、こんなふうに存じます。私、京都にありますが現在の商工会のあり方を、資料として御説明申し上げた次第であります。よろしくお願ひいたします。

○中井(一)委員 関連して高城日本商工会議所専務理事にお尋ねをしたい。先ほど来御関心を初め皆さんから、だんだん御質疑があるのに対して、商工会議所は零細工業者のためにも尽力している。また零細工業者の意見も十分に取上げておる、そういうことをおっしゃつたのでありますが、私はこの数年來、中小工業者のためにのみ一生懸命やっておるものであるが、いまだかつてほんとうの零細工業者の困難な問題について、商工会議所が御尽力になった事実を知らないものであります。今度商工会法案というものを政府が出すに至つたのも、日本の商工会議所というものが、大資本家という

○高城参考人 まことに会議所の評判が悪いので弱つておるわけでありすが、私も若いころ読みました本の中に、たしかイギリスのジェロム・ケー・ジェロムの随筆であつたと思ひますが、政府とお天気はいつでも悪いということが書いてありました。私もイギリスの政府くらいまでに会議所が期待を持たれたと思ひまして、今後さらに一生懸命やりたいという決意を新たにいたしましたわけでありまして。

るものではない。またほんとのことはさつき申し上げた通り、われわれ零細業者が集まつて、運営の仕方は民主的に、また政府の御指導もあるということとで、従来あるものは別にして、零細業者が新しく政府の御指導で作つても、商工会議所とレベルが全然違ひますから、私はうまくいくのではないかと申します。商工会議所でも作る、また零細業者も作つて、連絡協議会をやつていきますれば、ますますいくとは思ひないであります。東京、大阪の場合は非常に数が多いから、三十五区、二十三区全部支部を作ると

いうことは、なかなか商工会議所で簡単にできないのではないかと。人数からいいますと非常に数が多いわけでありすが、こういう点から非常に商工会議所が零細な方にまで心組みを願つておる点は感謝いたしておりますが、將來を心配いたしました、どうもこの際零細だけで一つ別に、農村、いなかと同

の制度であるという印象が非常に強いのでありまして、そういう零細業者の行政に対します信頼感と申しますか、期待感と申しますか、そういう考えからいたしましたならば、少なくとも大きな都市にありましては、そういうやり方を養成していただくことが、本来の法律制定の趣旨であります。零細企業者が自分たちの経営をみずからの

れに対して商工会議所はそれをやつてもらつては困る、自分らの仕事の上で二重になる、互いに重複する、それだからやめてくれという事で、なかなかやかましない御要求があつた。私もはそでない、商工会議所は商工会議所、商工会は商工会で互いに共存ができると信じておつた。今もなおそう信じておるのだから、何分そういうことのためにこの商工会法というものが難産になつて、ついに日の目を見ないようなことになり、零細工業者のために、せつかく自由民主党が、またこの内閣がしようという、この画期的な施策をやることができないようになつては申しわけがない。ゆゑに私自身としては不本意ながら、商工会議所とは別々の区域においてこれを行なうということにまで実は同意をいたし、この法案になつたのであるが、そういう意味においては零細工業者の方からいへば、当然不平、不満があることは初めからわかつておるのであります。こういうような問題において、

○始園委員 それで私、最後の質問であります。これは中嶋さんに伺ひます。今度の法案は、零細企業対策というものを前面に押し出したという意味で、いわば一つの画期的なものであると思ひます。それは少なくとも政府は今までたとえば金融だとか保証制度だ

たことではない。それでもなおわが国の商工会議所はえらく反対なり、えらく政府並びにわれわれの方に申し出をなさつたが、平素商工業者が困つておる問題については何ら言うてこられ

たことがない。それでもなおわが国の商工会議所というものは、零細工業者のために大いに尽しておる、零細工業者の声は大いに取り上げておると言ひ得るものであろうか。私はいかにも残念に思ふから、これだけは、自

民党の中にもこういう強い意見を持つておる者がたくさんおるのだということとを、この機会にはつきりしておきたい。御意見を伺ひたいと思ひます。

○高城参考人 まことに会議所の評判が悪いので弱つておるわけでありすが、私も若いころ読みました本の中に、たしかイギリスのジェロム・ケー・ジェロムの随筆であつたと思ひますが、政府とお天気はいつでも悪いということが書いてありました。私もイギリスの政府くらいまでに会議所が期待を持たれたと思ひまして、今後さらに一生懸命やりたいという決意を新たにいたしましたわけでありまして。

実は零細企業者のことを会議所は何もやつておらぬと言われるのでございすが、午前中に申し上げました通り、たとへば東京の会議所で二万六千件の相談を扱つておる、そのほとんど九割くらいは零細企業者であります。なお今日中小企業退職金の制度が法定をせられましたが、中小企業退職金の制度といふものは、ほとんどこれはあ

とか、いろいろ施策をしているけれども、そういうものがあるということすらわからない中小零細企業者がある。それは、政府の施策とそれから末端の業者とを結びつける、そういうことが期待できるかどうかという、非常にむずかしい要素がたくさんあるわけですから、これがあつたからといって零細企業の問題が解決するというわけにはもちろん参りませんが、ある程度の効果は期待できると思う。先ほどあなたは、この法律ができてから商工会がうまくいくかぬかわからない、また官僚統制のきらいがあるということと言われたのですが、それはさっき私は河野さんに申し上げたのですが、あまり監督されたくないのなら、金をほしくないと云えばいいので、金をよこせというなら、ある程度監督するというのは政府は責任上当然ですよ。そういう点を除いて、あとは自然発生的にできたもの、自主的な団体を小規模零細業者のための指導機関として使おうというのだから、これは官僚統制とかなんとかいうきらいはありますが、そういうものは全然ない。これはうまくいくかぬかという事です、これはあくまで自主的な動きというものを助成しようというのですから、それはうまくいくところもあるでしょうけれども、うまくいかぬところもある。普及員というものは、これはあなた方が選抜をして選べばいいので、うまくいかぬからというて、その責任をはかに転嫁するような言い方をするのは、少しおかしいと思うのですが、ちよつと伺います。

○中嶋参考人 ただいまの御意見であります、少し私の説明に対して誤解があるのではないかと申します。制度に踏み切つていただきましたことに大きな期待を持っているのであります。持つておるが、過去のいろいろな諸制度、端的に申しますならば、事業協同小組合の問題にいたしまして、せっかく国会でどのような法律制度を作つていただきたながら、行政上まだわれわれにその手が及んでおらないのではないかと。その点について、本委員会に、今後十分実際に行政上そういうことを期待いたしております。われわれ零細業者は、この商工会法に期待いたしております。成果を上げていただきたすようにと思つて申し上げます、この点で申し上げておきますので、その点誤解のないようにしていただきたと思います。

それからいま一点、これはもちろん経済活動に對しますいろいろな制度でございまして、私はやはりあくまでよそから榮養を与えて育て、たとえは手を引つてやるというよりなことであつたのでは、私は少なくとも完全な独立はできないと思ひます。いろいろな企業経営にいたしまして、みずから企業経営の努力をいたさなければならぬことは自明の理でありまして、そういう中におきまして、現在いろいろな二重構造といわれておりますが、私は三重構造だと申し上げておるのであります。そういうたような零細業者について、せっかく国の方でお考え願つて、国会の先生方が一生懸命お考え願ひ制度が、ほんとうに生きてあるようにしていただきたいということを冒頭に申し上げて、こういう点を懸念して申し上げたのでございまして、

て、そういう点誤解のないように願ひたいと思ひます。それから、発言の機会を与えていただきましたので、もう一つ重ねて申し上げておきますが、先ほど先生の御意見の中に、集団的な商店街は協同組合でいいじゃないか、これはもつともでございまして。私たちやはり商店街の皆さんにはできるだけ、協同組合という制度があるのだから、これで一法的な保護を受け、援助を受けてやつていったらどうかというのを仲間同士が話をしております。ところが大都市にいたしまして、集団的でなく散在した零細業者がたくさんあります。町の片すみにある自転車屋さんであるとか、あるいは加工業者であるとか製造業者であるとか、こういうた地域的に集約できない、ばらばらに散つておりますものに対しては、やはり農村、小都市におきましてこの商工業者と同じような立場で、この問題を取り扱つていかなければならぬのじゃないか。そういう場合、ただいま基本的にお考えになつております商工会議所にこれをやらせればいいのじゃないかという事になつて参りますと、なかなかそこまで商工会議所の手を屈かしてこつたといひますならば、商工会議所の事務局に何人も人を置かなければならぬ。こういうことを考えて参りますと、幸いにいたしまして、自覚いたしました業者はみずから商工会という任意的な団体を作つておりますので、私は先ほど二つほどこの例を申し上げましたが、こういうたものにもこの制度の手が伸びて参りますようなお取り計らいをいただきますならば、既存の業者が企業を守つていくというよりな

自主的な意欲も制度の上で生かされていくのじゃないか、このような意見を申したのでございまして、どうか御審議にあたりましてその点を十分御勘案願ひたいと思ひます。

○中村委員長 小川平二君。

○小川平二委員 高城さんにお尋ねをいたしましたのですが、今日まで非常に熱意を持つて小規模事業者、零細企業者の指導に当たつておられて、いろいろな数字等のお示しもございました。たとえば、今日まで相談を何件受け付けておる、そのうち何%が小規模事業者であつたというお話もあるものでございまして。しかし、その引いておられる例にいたしまして、小規模事業者に對してはその持つておる特殊性といひますか、性格にふさわしい指導をしなればいけないのであつて、店を開いて待つておる、やつてくる者を受け付けて相談に應ずるというのではない。相談所という制度があつて、多くの小規模事業者の利用にも供されておるといふ事実さえ知らない人がたくさんある。みずから進んで積極的な手をとるような指導をしてやらなければ、小規模事業者の指導をやつてきたとは必ずしも言えないのじゃないか。さつき開町の会長のお話もありましたけれども、實際やつておる仕事は、身の上相談的なことまでやつて、夫婦げんかの仲裁までするといふのでなければ実効が上がりません、こう私は思ひます。従来会議所が小規模事業者に對して何もしなかつたといふのも言い過ぎでございまして、けれども、さればといひて、商工会議所の指導が完璧なものであつたとは言えないのじゃないかというかと思ひます。そこで、そういう事

その点について、私は退席いたしますので、一点伺つておきたいのであります。この商工会議所の地域というものが、通常所在地の範囲以上に非常に広く広がつておる。そうして郡部にたくさん商工会がありまして、中には非常に健全な活動を長く続けて、顕著な実績を上げておるし、かつた商工会もたくさんあるわけでございます。そこで今度この法律案の原則がそのまま機械的に適用されるということになります、こういうた商工会は事実上存続ができないうことになつておるわけでございます。この点に關して、非常に危惧の念を現しておるわけでありまして。そこで、そういう場合には、政府においては個々の実情を調査をして、健全な商工会がずっと存続してきており、しかもこの法律の施行後においても存続することを強く要望しておるという場合には、行政指導によつて、たとえば会議所の区域を縮小してもらつたといふような方法で善処したいという客弁を公式にもいたしておるわけでございます。そういう場合に、会議所としてはこれに協力をなさる御意思があるかどうかということをお伺ひしておきたい。

○高城参考人 先ほどの最初の小川先生のおっしゃいました零細企業対策に對しまして、間然するところなしとは私も申し上げておるわけですが、実は一生懸命やつておりますが、会議所とい

えども必ずしも無限に財政を持つておるわけではございません。むしろ戦前に比べますと、非常に会費収入は減っております。戦前二百万円くらいものが現在一億七千万円くらいでございます。本来六億ありませんと、戦前の規模まで参らないのでございます。それにもかかわらず、先ほど申し上げました通り、二万六千件もやっておる。国から年周二十四万円の補助をいただいておりますが、これくらいの数をやりますれば、補助金の効率といいたしましては、相当高い方ではないかと私も思つておる次第でございます。

話もできるんじゃないかというふうに思っておりますが、個々の具体的事例によるのではないかというふうに考えております。決して会議所はただ支所を持って、それでのほほんとしてやるという考えは持っております。商工会が会議所の地区を縮小して、そこに商工会を作つて大いにやるということでありましたれば、お話し合いの上、相提携していくべきではないかというふうに考えております。

○中村委員長 次は北條秀一君。

○北條委員 大へん皆さんから御意見をいただきましたして、感謝いたしております。

それはそういふうな戦時体制を作るための建議であつたと思つておりますが、あなたのお考えはどうでしょうか。

○高城参考人　おそらく先生のおつしやる通りではないかといふふうに考へております。当時はいわゆる統制経済といふことで、會議所も従来の自由経済的なことを全部払拭されました、商工経済会県一本といふような形になりました。それでプランクができれば県の統制経済と申しますか、そういうものを作るのはむずかしいのではないかということが最大の理由であつたよ

記憶は十分でございせんが、そのときに十くらの会議所が会議所であることをやめて商工会になったのもありますが、あるいは商工会ができなかったのもあるのではないか、あまり記憶が正確でございせんが、大体そんなようなところではないか、その後は一つか二つかあったかどうか、ちよつと記憶がございせんが、あまりなかったのではないかというふうに考えております。戦前百四十二の商工会議所がございましたが、今日四百三十九、三倍以上にふえておりますが、商工会議所になりましたやめたというのは、そ

本部から交付金というものを下さぬといかぬわけでございます。先ほど申しました通り、戦前に比べて東京会議所におきまして約四分の一の規模でございます。まして、なかなか本部の仕事だけで支部作りまでできなかったという状況でございますが、昨年商工会議所においては会員を分けて部会を置いております。工業部会とか、商業部会とか、金融部会とか、そしてその部会の分科会を地域別に作ろうじやないかということを含めておつたのでございますが、商業分科会、工業分科会と一緒に両方作るなら、むしろ一歩進んで定款

ただいま待つていては机體を受けるた
けではないかぬというお話、その通りで
ございます。東京会議所におきまして
も、三十三年度におきまして百三十
七カ所に出張りまして、主として商店
街が多いのでありますが、下馬や九品
仏や中目黒、全部読むと大へんであり
ますが、百三十七カ所に出張りまし
て、映画を持ち、先生を頼みましてセ
ミナーというものをやつております。

ます。私は中座いたしましたので、あるいはもし私の質問で重複したところがありましたならば、重複しておるとおっしゃっていただけけっこうであります。もう一つ、きわめて簡単にやりますから……。

うに推測いたしております。ただ会議所が商工会というものを常に念頭に置いていたということは、その前からいろいろ商工会の方から会議所に対して、一つ法定化を会議所の方も言ってくれぬかというようなことがあったようでございます。ちょうどそれと時期、符節を合しまして、そういう建議が出たのではないかというふうに私は思っております。

の後あまり聞いておらぬのでございます。

○北條委員 東京商工会議所は支部をお作りになるということでございますが、これはずっと前からそういうふうな構想を持っておられたのか、あるいは昨年から商工会を作るということで、先ほど中井一夫先生からお話がございますが、そういうことであわててどろなわ式に考えられたのではない

にあるように支部にしてみましたらいいじゃないかということ、支部を作るといふことになったわけでございます。大田区支部は四月一日から発足するということになっておりますが、なおその他の区におきましてもいろいろ支部を作りたいといふことを申して参つてきておりますので、逐次これを作つていきたいと考えております。

○北條委員　商工会議所法の評議員と

すぐ役に立つ商店経営セミナー、そのあとで相談を受けておるのであります。及ばずながら、出張相談と申しますが、巡回相談というものを現実によつておる実情でございます。その点の御了解をいただきたいと思つておる次第でございます。

ます。これは私は当時日本全体が戦時体制に切りかえるときでございました。従いまして、商工会議所は政府の意見を組み入れ、そういう建議をしたのだと、私はそう思っております。従つて、その後商工経済会になった。なぜこんなことを私が聞かかといいま

○北條委員 先ほど奄美大島の商工会議所のお話が出たのでありますが、二十八年に商工会議所法ができてから非常にたくさんさんの商工会議所ができてんですが、逆に逆戻りをしてものと商工会に戻ってきた、あるいは商工会議所を解散したというのがある

か、僕にはそういうふうに見えるのですが、一体この支部を作る構想というものは、いつごろからできたんですか。

○高城参考人 実は先ほど申しました昭和二十八年の法律から組織がえをいたしましたして、二十九年に定款を作りま

○高城参考人 実は選挙法も御指摘の申しますか、常議員と申しますか、この選挙は今選挙法が別にあるわけではございませんし、かなりいろいろな運動が行なわれて選挙をやられておるよりに聞いておるのですが、その実情はどうでしょうか。

あとの点の会議所の地区内であるが、従来商工会があった、これを地区内では商工会を解散してしまえというようなことでは、現実には合わないやないかというお話でございますが、その点につきましては、よく商工会議所と商工会と話し合いをしてもらひまして、私どもでもできますれば、これにお世

すと、あなたの認識と私の認識とが商工会法を作るのになり違っておるわけであります。そうなると、地域は非常に広がつて参ります。そういうわけで、歴史のことですから、あなたに最初になにをお聞きしたいと思ひます。すなわち、先ほど言われたことは、確かに商工会法の建議をしたけれども、

だろうと思うのであります。私はよく知らないのであります。あなたがこれはおわかりになりましたならばお答えを願いたいと思います。

○高城参考人 実は二十八年に商工会議所法ができて、そのときに従来の商工会議所の組織変更というようなことが行なわれたんでございますが、

したときに、支部及び出張所を設けることができる、支部長は臨時總會で云々というようなことの規定が定款にございます。そこで実は支部を早く作ればいいわけでありまして、今ごろ作るからどろなわ式と言われるわけでございますが、実は支部を作りますのにも相當の準備も要りますし、また相當の

通りございません。まあ各会員が何票か持つておりまして、議員になりたい人はそこを歴訪をいたしまして、一つ私に投票してくれぬかというような話をいたします。また中には立候補して選挙事務所などを作つてやる方もありますが、これはごくわずかでございまして、大体取引関係という筋をとりま

して、卸売屋さんが関係の小売屋さんから票をもらって当選するとか、あるいは生産会社が関係の問屋さんから票をもらって選挙に当選するとかいうような実情になっております。

○北條委員 もう一つ高城さんにお聞きしますが、今のお話のようなわけで、商工会議所というのは、中井先生のお話じゃありませんが、実際に零細企業者の世話をする親切さがあるかどうかというところが問題だと思っておりますが、私は今まで長い間商工会議所を見ていて、どうも親切さがなく、思

う。先ほど高城さんは手が回らねるのだというふうに言っておられましたが、手が回りかねるその上に親切さがないということが現状であろうと私は考えるのです。でありますから、これからおやりになるというよりも、むしろ商工会議所の区域の中に商工会を作ることの方が、商工会議所としては厄介者がなくなつて、もっと商工会議所本来の仕事ができるのじゃないかというふうに考えますが、あなたはどうか考えになりますか。

○高城参考人 商工会議所本来の仕事と申しますが、先ほど申し上げましたが、昭和九年以来実は小規模事業対策をやっておるわけでございます。当時別に小規模事業対策とか零細企業対策とかいふものの全然ないときに会議所はすでにそれをやっております。会議所の仕事の相当重要な部分を占めているわけでございます。厄介者を払うというふうな考え方、そういうものは全然ございません。

○北條委員 渡辺さんと石井さんお二人にお聞きしたいのですが、現在政府が出してあります商工会法案には役員

の規定がござりますが、役員のうちの三分の一は会員でなくてもいいんだというふうになっておりまして、その点について通産大臣は、商工会になると役員になる適当な人がいない、人材が足りない、そこで三分の二は会員からするけれども、あとの三分の一は会員外からという方が実情に合うんじゃないかというお話であります。実際皆さんが商工会を運営されていて、役員が実際に見つけにくいという実情がございまして、どうか、この点一つ経験から話をさせていただきたいのであります。

○渡辺参考人 ただいまのお問いに對しましてお答えいたします。現実には今まで役員選挙をやっておりますのは全部会員から選出いたしております。それでずっと二十五年運営いたしております。現在まで何ら支障はなしにやっております。先ほど申しましたように、現役員が、非常に自分の仕事があるにかかわらず、商工会の仕事が相当めんどろ見て参らなければならぬので、非常に仕事がいらいという声が出ていることは事実であります。そうしますと、おのずからどうしても会員以外から専務を置いて、そうしてすべての相談、企画は当然役員がいたしますけれども、それにすべての仕事をさしていかなきゃならぬじゃないかという考えを持っております。

○石井参考人 ただいまの渡辺さんの御意見と全く同じでございます。先ほど私はこの点については申し上げたのでございますが、役員はやはり会員から選ぶのが至当であらうと思ひます。役員でなくて専務理事というのか、そういう実際の仕事をするための人間

が必要であれば、これは事務局を置いて人を雇えば事足りると思ひます。

○北條委員 先ほど柳さんから御意見があったと思ひますが、柳さんが、この通産大臣の権限を通産局長にあるいは知事にまかせることができないというふうな原案ではなつておるのですが、あなたの御意見では、それはむしろ知事にまかした方がいいというふうに言われたと思うのですが、やっぱりそういうふうにお考えになりますか。

○柳参考人 現実にはわたる仕事でございまして、いかに通産大臣が有能であるといえども、なかなかそれはできませんから、当然どういふことは下級官庁と申しますか、地方団体の長官その他に委任するというのが当然じゃないか、こういうふうにお考えしております。

○北條委員 河野さんにお伺いします。が、今に閣議をいたしました。通産全の組織を見ておられて、通産局長に通産大臣が権限を委任するということが、一切あげて地方は知事にまかせ、こういうことについてあなたの考えはどうか。

○河野参考人 お答え申し上げます。私は冒頭に申し上げましたように、地域の特に地方の小都市におきましては、地方自治体とのつながりが多いわけでございますから、この点からいいますと、これは当然通産大臣が最終的にすべて管掌するといふのでなしに、これは地方自治体に初めからまかせる方がよろしいのじゃないか、その方がほんとうに商工会を発展させるものになるのではないかとこのように考えておるものでございます。

○北條委員 もうこれ一つで終わります。が、全国の連合会を作っておられます。河野さんと井上さんと高橋さん、お三人のお考えを聞きたいのですが、この法律案は一つ一つの商工会を作ることきめておられますが、県単位の連合会を作ることは全国の連合会、こういうものを作ることにしてはイエスともノーとも言っていないわけですか。しかしそれは作つて差しつかえないということでございますが、そういういたしますと、県の連合会はおそらく自然発生的にできると思いますが、その際やはり県の連合会にも法人格を与えることが私は第一にその点。もう一つは、全国連合会を作つたときも同様に法人格を与えたい方だと思います。お三人のそれぞれの団体の連合会がござりますが、こういうものとの調節をどういふふうにお考えになるか、この点について。

○河野参考人 私は、各市町村に商工会ができれば、当然同一目的に進むわけですから、これが県段階において、あるいは全国一本というふうな連合会が当然できると思ふのでございしますが、しかし私の考えでは、これも県連合会にいたしましたも、それから全国の連合会にいたしましたも、あまりこれに對して強力な監督指導といひますか、官僚統制にわたるようなことがありません。それには反対なのでございします。できるだけ自主的に運営して、これに政府がめんどろを見たいだく、これが基本でなければならぬというふうにお考えしております。従つて、そういう意味合いにおきましては、連合会ができるのは当然である

し、それを認めるべきだと考えるものでございします。

○井上参考人 全く先生のおっしゃる通りでございます。私も、指導の一貫性とかあるいは系統化といひます。同じような目的に進む団体が組織する県連合会が絶対に必要だろうと考えております。さらに全国連合会がござりますが、やはり各県連合会がまとまりますれば、いろいろその末端から上がつて参ります意見その他を行政上に現わしていくようないろいろの意見が述べられるような団体として、または特殊なと申しますか高度な指導を県連に与えて、さらにその指導が下に運じていくというふうな、いわゆる往復ピストンできるような純粋な団体が連合会としても必要ではないかというふうにお考えしております。

ここで一つ御参考までに申し上げますのは、現在無法人の県の連合会というものが全国に二十六あるのでございますが、この連合会等もほんとに自主的に盛り上がつてきている各商工会の集まりによつてできてきているのと同じに、もう一つは、同じくこの県にも商工会議所連合会あるいは中小企業協同組合中央会、中小企業団体中央会といふのがござりますが、これらの三者と協議会といふものを作りまして、それぞれの立場からお互いに意見交換をしたり、中小企業者の育成のための相談をする機会を作つておる県も多数ございします。そういう希望が非常に多くなつておるということも見のがせない事実でございます。本年がだめなら明年から、どうしても法制化に踏み切つていただきたいということ

を、私も強く考えておる次第でございます。

○高橋参考人 大体先ほど申し上げましたが、業種とそれから一部商店がございます。あとは商工チケットという関係で、もちろん任意団体でございますが、全国連合会を作っております。

か。数が多くございまして、その面
でまだ十分の検討もいたしません
が、要は今まで既存の団体が相当
ございまして、調べてからわれわれ
も答えを出すので、調べてから
出したいと思っております。強力な
団体になることは間違いないわけ
であります。

○中村委員長 次は、武藤武雄君。

○武藤委員 相当時間がたっておりま
すから、特に重要な点だけ御質問いた
したいと思います。

最初に、組織の問題ですけれども、これは商工会議所の方と、それから高橋貞治さんに御質問したいと思えます。結局大都市の場合、先ほど全国商工会の井上さんの方からもお話があつたようですけれども、特に大工業都市になつてくると、商工会議所は大企業の人がほとんどである。それで、中小企業の場合をどうするかということが、非常な問題だ、とこゝろ言つておりますけれども、まず最初に高城さんにお伺いします。商工会議所とそれから商工会などを二つに分けて設立をするということに對して、非常に強い反対の意向を持つておられるのか、それとも反対ということであれば、どういう理由で反対されるのか、その点を先にお伺いいたします。

○高城参考人　ただいまのお話は、會議所の地区内に商工会を置くことは反対だということですか。

○武藤委員　はあ。

○高城参考人 その通りでございます。実は地域総合経済団体ということですが、会議所の唯一の性格でございますが、これは大企業も中小企業も零細企業も全部入れるという建前でなければいかにというのが一点でございます。

として、これを階層別に分ける場合と、階層別に分けない場合があると思いますが、階層別に分ける場合には、ただいまの建前から、こういう人は商工会議所に入れぬのだということになります。すると、商工会議所の地域総合団体とし

ての生命がなくなります。それから、それでは両方お互いに法定をいたして、どっちでも好きな方に入れということになりますと、団体同士の争い

というものが大へんことになりま
す。いわゆる会員の取り合いをや
り、先ほども触れましたが、商工
会議所も戦前は会費をいわゆる強
制徴収という制度で、税金と同じ
に事業税の付加税方式で取つて
いたので、財政状態も非常によ
かつたのでありますが、今日は純
然たる会員制度でございます。そ
うしますと、あとにできました
商工会議所と商工会が会員の奪
い合いをする。いずれも財政的に
豊富でないものが二つできる。弱
いものを二つこしらえてしま
う。そういったしますと、小規模
業者に対するめんどうも、いずれ
も見れぬということになりまして、
小規模事業者のためにならぬとい
うことでございます。それから一
つは、先ほども冒頭に申し上げた
のであります。

が、あまり細分をいたしてしまいますと、いわゆる指導員に専門家を得られないという結果になるのではなからうか。商工業の業態は非常に多様でございまするし、項目もいろいろございま

す。その場合には、なるべく広い地域を持つ団体に多種類の専門家を備えておくというのが一番効率的ではなからうか。これを細分いたしましたりますると、一人とか二人とかいう人数しか

置けないわけでありませう。それでは十分な指導はできないのじゃないか。専門的指導が今日要望されておりませうが、その方が効果ではないかということを考えておるわけでございます。

○武藤委員　今の反対の理由というものを聞くと、非常に薄弱なように考え

られるのです。先ほどとも御意見があつたように、大工業都市等においては、ほとんど大企業だけが集まつて商工会議所を作つておる、それから東京都の

場合でも、大体七〇程度しか会費の問題等があつて加入していない、こういうことを考えますと、そのような理由にはならないのではないか。それから、先ほど慶大の伊東先生のお話の中に、当初この法案を作るときには、別々に分けて、商工会が大都市の場合でも別個に組織できるように案を出発しておつたのだ、こういうお話があつて、途中から、商工会議所から相当強い反対があつて、こういうふうになつたというのですが、そのことを中小企業庁長官にお聞きたい。

それから高橋さんに、実際に大都市等の場合に商工会を作る必要があるという強力な主張、それから作つた場合、今言つたように、たとえば組織が弱体になつてしまふ、専門家が得られ

ない、それから組織のなわ張り争いが激しくなつて、実際の中小企業の指導ができなくなる、そういうことがあり得るのがどうか、この点についてお伺いしたいと思います、

○小山(雄)政府委員 私どもは、一つの法律案を作りますときにはいろいろな考え方をしまして、そのよしあしを比較検討するということをやっております。今おっしゃいましたように、

案も確かに考えた時期がございますが、みな並列的にその利害得失を考えると、また上で、ここに提案したような次々第であります。

○高橋参考人 私の場合、商工会の必要でございますが、これはなわ張り争

いの問題もござりますが、私はもう少しの
いくのではないかと思います。われわれ
の経験から申しますと、下請業者と
いうような問題も、ある程度争えませ

んが、応話し合った後に円満に解決することも多々あるわけであります。零細業者が集まって真剣に相談し、また、大企業と譲るべきところは譲ると、個々というようなことをいたしますには、個でなく、さつき申し上げたように、少なくとも六大都市あるいは相当の都市まで商工会を商工会議所以外に別個に作る。これは商の場合も工の場合も言えるのではないかと思います。農村の場合には商工会一本でよいのだ、商工会議所があったら商工会議所が全部やるのだという姿が、一応スムーズに円満にいくのであります。六大都市あるいは十大都市にいきますと、同じ業者でありながら、さっきの下請がよい例であります。大企業と小企業、商店の場合には百貨店と零細小売業、工の場合

は下請と大企業が、一応相談し合つて協議の上やつていくということが、今日の人口過剰すべてからいきまして必要だ、こういったところに一そうお気をうつけただいて、零細も今後救済する

といふ面からいけますれば、この際思
い切つて——法律もすうつとなります
から、商工会は零細を重点にして全部
作るといふ線で作つていただきたいと
いうことを、先ほどの公述でも申し上げ

げたわけでありませう。今日でもこの点は変わりません。なわ張り争いということは決してないと思っております。協議して紳士的に常識を持って、政府、先生方のごあつせんもありまして、うが、何でもかんでもおとなしくすべてやつていくということでは、屈従から

大都市、十大都市の商工会議所は必ず商工会を作っていたきたい。それから、それなら商工会議所のあるところ

は全部別にしたい。いいではないかという線が出ますが、地方の小さい都市ですと円満にいくのです。ですから、われわれは、あまり法律はわかりません。上が、実際問題にぶつかったことを申し上げて、先生方によく作っていただきたいというのが念願でございます。

○武藤委員　地方の場合は、商工會議所を作りましても、会員が四百名ありましても、大企業というのの一つか二つですから、発言権の上でそうがなんばってみたら、がんばれるものではない。これは私は六大都市くらいの問題だと思っています。

そこで一つ問題になりますのは、商工會議所法の第九条の第一項には、いろいろ事業の内容の規定があります。その中で、「商工會議所としての意見

を公表し、これを国会、行政庁等に具
申し、又は建議すること。」こういう
ことが規定してあるわけです。ところが、この商工法には、これは全然省
いちゃって、単に下部会員の指導だけ
だということに限定しちゃってあるわ
けなんです。これは、非常に今中小企
業、零細企業の問題が大きな政治問題
になって、これから日本の二重構造の
問題を解決するために最も大きな政治
問題になろうとしておるときに、肝心
のそういう対象である零細、中小企業
等の発言を法律の上でとめてしまふと
いうようなことが、はたして法の建前
上妥当なのかどうか。大企業の方は十
分にやることを認めておる。商工法
所の方は認めておるが、零細企業の集
まりである商工会の方はそういうこと
を主張してはまかりならぬというよう
なことを、一体法律の上に規定する
ということがいいのかどうか。これは一
つ中小企業庁長官にお尋ねします。

それから、それと関連して、先ほど
商工法所側の高城さんは、結局実際の
の東京の商工法所、あるいは全国の
商工法所の従来の活動計画、あるいは
実績等を説明して、中小企業に對し
ても十分意を用いて、しかも非会員に
對しても親切な指導をしておるとい
う御報告でありまして、私もその報告
を、これは実際にやっておられるとい
う報告でありますから認めたいと思
います。ただその場合に、私は今冒頭
に質問したような問題が大きく問題に
なってくるのではありませんか。たと
えば、これから大企業等が、だんだん
と資本の争いの中から、百貨店経営に
乗り出してくるとか、あるいは今度は
第一次製造工業から消費部門にまで触

手を伸ばしてくる。現に繊維産業なん
かやっていますけれども、そういうこ
とがだんだんやってくる、結局は零細
中小企業の商店等も大資本の中で、こ
れを抹殺してしまふという飽くなき資
本の攻勢というものが、今後強くなっ
てくるのではありませんか。そういう場
合に、現に百貨店法の前の戦いの経過が
ありますけれども、商工法所の中
でこの問題を議論する場合に、結局商
工法所としては、そういう中小企
業や零細企業の分野を守るような法律
の制定には反対である、それにはもう
あくまでも、多少の運動資金を出して
も阻止すべきである。これは従来の商
工法所の運営から見れば、必ずそう
なってくるのではありませんか。その場
合に、今度は中小商工会の方は、特に勢
力のある数の多い大都市においては商
工法所を作ることにはまかりならぬ。商
工法所の指導下においてのみお前は
生きていけ。そして地方の商工会の方
は、そういう政治的発言や行動は、
商工会に関する限りまかりならぬ、こ
ういうことになってくると、一体それ
では、こういう自分の職業の分野が
だんだん圧迫をされ、大資本に吸収を
されていくような、そういう大きな
政治問題を今後多くかかえておるこ
の中小、零細企業が、一体どうして組
織の面で生きていくのですか、これら
に對して、最初は中小企業庁長官から
この法律制定の不合理に對してまず御
答弁を願って、あとのおの高橋さん
なり、あるいは高城さんから御答弁願
いたい。

○小山(雄)政府委員 国会とか行政
に建議したり意見を具申するといふお
尋ねの点は、原案には実はあつたので
ございます。これは立法技術の問題で
ございまして、立法例としてそういう
規定がありますのは、全国的な、ある
いは全国的でなくとも相当広い層、あ
るいは分野、地域をかかえておるよう
な団体には立法例がございまして、下
部の単位組織にはそういう立法例が
ないわけでありまして、ただそれを書か
ないからと申しまして、そういうこと
ができないというものは決してないの
であります。当然憲法上のといいま
すか、原則として意見の具申はして
いただいていいわけでありまして、わ
れもそれを期待しておるわけであり
ます。立法技術的にそういうことにな
っているといふことで、それじゃや
めようかといふことになったのであり
ます。

○武藤委員 あとからお答えになる前
に、中小企業庁長官に再質問しますが、
立法例でそういうことはできないとい
うことですが、そうすると商工会の方
は、そういう全国的な組織を作つては
いけないといふことが前提になつてお
るわけですか。商工会議所の方は、日
本商工会議所というものを作つて全
国的なウクを認めておるから、そういう
政治的な動きをしてもよろしい。しか
し商工会の方は、そういう全国的な大
きな組織を作つてはいかぬから、法律
の建前として、そういうことは言えな
い。こういうふうに私は今の答弁でと
れるのです。

それからもう一つは、法律には規定
してなくても、そういうのは憲法が保
障しているからやれるんだ、こういう
ことでありますけれども、現に商工会
議所の方には、事業計画の中にそれが
規定してあつて、片一方の商工会の方
にはないといふことになる、商工会
の任命された会長なり副会長なりが、
そういう立場で出てきた場合に、お前
ら法に規定もされないで何をやるの
だ、一個人としてやるのはいいが、商
工会としてやるのはけしからぬとい
うことで押えます。片一方は規定して
ある、片一方は規定していないのです
から、そんなことは論議です。

○小山(雄)政府委員 たとえば中小企
業団体組織法等で、個々の商工組合
あるいは協同組合にはそういう規定が
ございせん。ただ中小企業団体の中央
会あたりにはそういう規定がございま
す。農業関係の方でも大体そうかも
かりません。しかし、かりに中央的な
連合会ができたから、それによつて規
定した場合に、中央的なものにはそ
ういふ権限を認めるが、個々の単位団
体にはそれを認めないといふことには
ならないのであります。ただ何とい
いますか、中央的な団体が、そういう
ことが仕事の主力になる、仕事のうち
の相当大きなウェイトを占めるというよ
うな意味から書く、あるいは書かない
といふことにならうかと思つてわけ
であります。従つて、個々の団体には中
央的なものを作らせないために、そ
ういふことを規定しなかつたといふこ
とは決してないのであります。なお、
それをはつきりわかるような意味で書
いた方がいいのかとも思いますけれど
も、これは当然そういうことはなくて
もできるはずでありますし、そういう
趣旨のことは、今後指導上趣旨を徹底
さしていきたいと思います。

○武藤委員 これは、これからあとの
問題ですから、これに對する修正案も
考えておりますから、当然日本商工会
というものが中央にできるうちに、法
案は修正すべきだと思つておりますか
ら、そのときにこの政治論争は大きな
問題になります。

○河野参考人 私は、商工会は、やは
りそういう政治的な問題でも、もしで
きるとしますならば商工会議所と同じ
ような権利を持たすべきが当然ではな
いかと思います。しかし、これはくだ
いようですが、その権利と見返りに、
あまり強力な、何といひますか、監督
というふうなものはいたすべきでない
といふふうに考えます。

○高橋参考人 先ほど申し上げたので
ございますが、商工会議所にも日本商
工会議所がある以上、商工会ができま
すれば、やはり日本商工会連合会が日
本商工会があつていいんじゃないかと
思つておりますのでつけ加えておきま
す。

それから発言の問題ですが、これは
私の公述に出ておりますが、商工会は
立ち入り検査できる、商工会議所はで
きないといふ線がおかしいのでありま
す。これはやはり同じようにやつてい
ただきたい、そういうふうに考えてお
ります。

○武藤委員 だいたいお疲れのよう
ですから、まだたくさんありますけれ
ども、最後に一言だけ質問しますが、こ
れは私の認識不足ならば訂正して
もらつてもけっこうでありますけれど
も、今度の商工法ができましたと、商
工会の地域の中から、商工会を抜けて
商工会議所に入ることは自由である。
自由であるけれども、逆に今度は、従
来商工会議所の会員であつた者が、そ
の地域の商工会に入るという場合に
は、何か定款の規定を改めない、勝

手に抜けて入るわけにはいかぬ、こう
いう規定になつておるといふのです
が、その間はどうか、私の認識不
足ですか、商工会議所はそういうこと
について見解はありませんか。

○高橋参考人 ただいまの問題、私は
こういうふうに解釈をいたしておりま
す。現在商工会議所がございます。郡
部も持つておる。しかしその郡部に
は従来商工があつて、今度は法律に
よりますと、商工会と称することがで
きなくなる。しかし商工会を置いた方
がよいんだという場合には、会議所が
地区を縮めようじゃないか、縮めた場
合に、郡部の方にありました従来商工
会議所の会員といふのが、不当に会
員権を剥奪されるわけでございます
ね。自分の原因でなくて、ほかの原因
で、商工会ができたために、会員でな
くするというのは酷じゃなからうかとい
ふことで、その地区を縮めましたとき
に、すでに従来から会員になつておつ
た者については、特別の暫定措置と申
しますが、そういうもので前の会議所
に会員として入ることを認めたらどう
かというところではないかと思ひます。

その方が私どもは商工会との争いを起
こさないでいいのではないか。それが
だめだということになれば、いつまで
も地所をかかえて、商工会はだめだ、
おれがやるんだというところで、いた
ずらに手を広げておる。そういう連中
は残るのだということになれば、その
間がスムーズにいくのではなからうか
と思ひます。

○武藤委員 逆に、抜けて商工会に
入つたという場合はどうですか。

○高橋参考人 商工会が先にありまし
てということがないわけでございます

ね。今商工会議所の地区内といふこと
はございすが、商工会の地区内とい
ふことはないわけでございますね。で
すから、そういうケースは全然起こら
ないといふことであります。従来の会
議所の地区を縮めることに關して、そ
ういふことが起こることでございま
すから。

○武藤委員 従来商工会議所がなく
て、隣接の商工会議所に入り込んで
いた場合、何かそういう例はございま
せんか。その市町村内だけでいいま
す。

○高橋参考人 どういうことでござい
ます。

○武藤委員 たとえば一つのセメント
会社、その町に商工会議所がない、
そうして隣の平市なら平市の商工議
所に入つておつた。そこが今度商工議
法ができて、商工会が設立される。そ
の場合に、平市の商工会議所から抜け
てきて、そこに入る場合には、何か定
款の変更がなければ、なかなか抜け
られないのだというやうな、これは私
ちよつと感覚違いかもしれないが、
そういうことはありませんか。

○高橋参考人 会議所の地区の外に一
つの工場が何かございまして、そこは
商工会の地区にもなつておらぬとい
う場合でございしますか。

○武藤委員 そうです。

○高橋参考人 その場合は、もしその
町の中にその会社の事務所なり何なり
がなければ、会議所の会員とはなれな
いといふことだと思ひます。特別会員
という制度もございしますが、しかしこ
れは議員の選挙権、被選挙権はない。
特別会員といふのは、賛助会員のよう
なもので、これは従来もございした

けれども、正会員としては認められな
いんじゃないかと思つております。

○武藤委員 これは中小企業庁長官に
ちよつとお尋ねをして、あと関係者の
方の御意見を聞きたいのでありま
すけれども、今度全国に、都道府県に
運営指導員といふものが任命され、配
置されるわけですね。その場合に普及
員の数は、全国の現情によつて普及
員の数が相当増減があるわけですね。こ
れはおそらく予算計画に従つて中小企
業庁の方で案を立てておられると思ひ
ますけれども、私はこれは全く個人の
資料でございまして、ほんとうかどう
かわかりませんけれども、何か北海道
のごときは百三十八名くらい配置さ
れる。ごく少ないところになりますと、
奈良県の二十九名というやうな少な
いところもある。しかし肝心の運営指導
員の方は、各県とも商工会二名、それ
から都道府県の職員二名、計四名が指
導員になる、こういう計画だといふこ
とであります。中小企業庁長官、そ
れはほんとうでありますか。

○小山(雄)政府委員 改善普及員につ
きましては、先ほどもお答えいたしま
したが、大体都道府の方に厚く、市部の
方は薄く、結果的にはそういうことにな
ります。これは業者が密集している
かどうか、財政的な背景がどうかとい
うことを考へて、そういうことに措
置したわけでありまして、そういう意味
ではある程度の厚薄ができるわけであ
ります。運営指導員の方は、商工会の
運営指導をするという立場の仕事です
るわけでありまして、これは都道府
県によつて商工会の数も非常に変わ
りますが、大体共通な仕事で、商工会は
こういう手続で作るとか、あるいはそ

の後の運営はこうしたらいいとか指導
をやるわけでありまして、その人数に
差をつける必要はないのではないかと
考へております。各府県四名、予
算的には四名平均をとつてあります
が、大体半分は府県の方にございま
す。そういう指導をやる、ことに府県知事
に権限を相当委任しますから、補助金
の配分の事務だとか、あるいはその後
の監査の事務、そういうことを中心に
やる。あとの半分、二名は、商工会の
連合会等ありますときには、それに補
助して実際の商工会の運営を指導して
参りたい、こう考へております。それ
から商工会連合会のできていないや
うなところがあります。そういうこと
は国が直接いたしますか、あるいは
府県の方にいつて府県で一緒にやつて
もらふといふことになるかもしれませ
ん。大体そういうことに考へておりま
す。

○武藤委員 高橋さんかどなたかに
聞きたいのですが、そういうふうな
実際のその県の商工会の実態から見
て、相当数の増減があるわけですね。下
は二十七、八名から、上は百三十何
名、その場合に、その商工会の運営を
指導する指導員が全国都道府県みな四
名、同じだといふことで、はたして地
方の都道府県の実態に合つておるかど
うか。これは私は考へれば全く不合理
だと思ひますが、その点どうです
か。

○高橋参考人 先ほどお話がありまし
て、非常に大きな県で不便なところも
ある、そういうところから四名、東京
の場合でも四名、こういう大都市は
便利は便利でございますが、交通にも
時間が早いわけでございますから、相

当の指導の余裕もあるかと思ひます
が、まあ初年度やつていただいて、不
合理があつた場合にまた適当にお直
しただくといふことではないか、東京な
どは全国の一割もおるわけでございます
すけれども、交通が非常によろしく
ございまして、われわれとしてはま
だそこまで頭がいきませんが、一応
やつていただきて、また適当にお
直しいただいてけつこうじゃないか、
こう思つております。

○中村委員長 次は勝澤芳雄君。

○勝澤委員 最後でありますので、な
るべく簡単に御質問いたしたいと思
ひます。

井上さんにお尋ねをいたしたいので
ございすが、私たち社会党は、この
商工会の組織法についての基本的な問
題として、小規模事業者だけに限定し
た階層別規模別組織にすべきだ、こ
ういう原則を今立てて、政府提案に対
する対案を今用意をいたしておるわけ
でありますけれども、商工会といしま
してはこれについてどう考へになつ
ておりますか。

○井上参考人 お答えいたします。私
どもの組織の商工連合会の傘下の商工
会といふのは、例外なく全部郡部の商
工会でございします。従ひまして、勝澤
先生の御郷里の、たとえば興津に例を
とりまして、九五%から九八%は全部
二十人以下、五人以下の定義に入る中
小、零細、いわゆる小規模事業者であ
ります。二、三の例外の人がおります
が、その人たちはやはり一緒に入つ
て、地域の町ぐるみというやうな考へ
方から、共同をして経済効果というも
のを上げていこうといふふうに努力を

してまとまっているわけでありまして。そういふ意味から地方の実情は規模別ではなくて、地域別の方が地域の総合的な経済発展にも寄与する効果も大きいのではないか、かように考えております。ただし先ほどからたびたび話が出ております東京、大阪等、こういう特殊な大きな都市につきましては、ちよつと私どもも疑問に思わないわけではないのですが、これは特殊な当事者によって特殊な対策が講ぜられてしめるべきだろうというふうに考えております。それからさらに地方の中小都市でございますが、私どもの県で例を申し上げますと、島田とか焼津とか藤枝とかあるいは磐田とかいうところは、ほとんど零細企業者が多いので、この定義に入っておる人たちの加入率というものが非常に多いわけでありまして、従つてもう少しこれを掘り下げて下まで下げて加入を促進し、そうして運営していけばそこに普及員がいて、小規模事業者対策がやつていけるということは、当然できると思ひます。そういうふうな考えでおります。

○勝澤委員 そこで今大きな問題は郡部と都市の問題になると思ひます。けれども、次の問題といたしまして、商工会は県にも連合会あるいは中央にも全国連合会があるわけなんです、これがこの法律の上に今度載つていない、こういう点についてどうお考えですか。

○井上参考人 実は私ども午前中に供述いたしましたときにも申し上げたのですが、昭和三十四年の三月に全国連合会を作りましたときに、今のような考え方からそのときは商工会法でなくて、商工会助成法というふうな形

のものを要望いたしましたして、政府に法制化のお願いをしたわけでございますが、そのときにはむろん全国連合会、府県連合会の法制化も同時にお願いをいたしたわけでございますが、その後中央におきまして中央会とかあるいはいろいろな関係もございまして、本年度はどうも間に合ひそうもない、いろいろな障害があつて間に合ひそうもないから、一つ将来考へようということ、少なくとも次年度あたりは私どもこの法制化が期待できるという考え方で現在いるわけでございます。ぜひ一つこれは実現していただきたい。先ほど北條先生の御質問のときにもお答え申し上げましたように、指導の一貫性とかあるいは系列化という意味から、あるいは上部の高等技術的な意見を下へ、あるいは下からほんとうに切実な意見を上へ盛り上げるというつながりとしても、小規模事業者の発展のために、ぜひこういうふうな機関が必要であるということを感じております。

○勝澤委員 私はいつもこういうふうな思ひのすけけれども、たつた四億ばかりの金をもちろために本質的な零細企業対策というものが、とんでもない方に飛んでいつてしまふ、こういうふうな人たちが考えたら四億という金はほんの微々たるもので、ロッキードの戦闘機一機にも足りないわけでありまして、これ政府が零細企業、小規模事業者対策をやつておると皆さんが恩義がましく思われておつたら大きな間違いなんです。これはあたりまえなことなんです。ですからそういう立場で考へるならば私は、やはり不完全な法

律というものは完全にした法律にするべきだ。そこで先ほど自民党の中で、やはりわれわれと同意見を持つている人があるわけですから、これは当然なことなんです。今日の状態の中で皆さん参考人の方々の意見を比べたら何対幾つになつて結論が出てくるように思ひます。そこで今度は連合会を法制化する場合、都内におけるあるいは先ほどの六大都市とか十大都市とか言われておりますけれども、こういう場合の商工会議所との関連は、どういふふうにお考へになつておられますか。

○井上参考人 地方では先ほど申し上げましたように、商工会議所連合会とかあるいは中央会とかいふものと一緒の協議会とかあるいは懇話会というものを作つて、いろいろなそれぞれの立場から問題を持ち寄つて、一方的にならぬように研究も相談もいたしておるわけでございますが、全国的な段階で東京あるいは大阪という大きな都市に、商工会をかりに作るというたしますれば、やはりこれが商工会議所連合会の中から系列がはなれていくような組織であれば、むろん私どもの仲間になるであらうと思つておりますが、その点私どもは実は六大都市をどうするかという点で見ておつておらないわけでございます。大へん薄弱なお答えでございますが、そういうことでございます。

○勝澤委員 具体的に私こういふふうにお尋ねいたしますけれども、たとえば静岡県のような場合、県の商工会連合会があります。それから静岡市とか浜松とか、沼津、これもやはり一緒になつて商工会議所の県の段階があるわけですね。

○井上参考人 あります。

○勝澤委員 ありますね。そうすると、各町村にある小型の商工会議所の連合会が県の商工会連合会だ、こういうふうになるのですが、そういうお考へなんでしょうか。

○井上参考人 従来商工会議所の方は商工会議所法という法律によりまして商工会議所ができて、その方の連合会を作つておりましたので、その傘下に入らない恵まれぬ人たちが商工会を作つていて、必然的にその連合会を作つたという形なものですから現状のやうになつておりますが、従ひまして将来その商工会議所の中に商工会議所の下部組織として、その都市の中に商工会ができれば別でございますが、商工会法によつて商工会ができれば、この商工会連合会という形の中に入つてくるべきではなからうかというふうにお考へます。

○勝澤委員 ちよつと私の質問と回答が食い違つていふように思ひます。けれども、私はこういうことなんです。商工会の連合会を作る場合、あくまでも各町村にある商工会を中心に県の商工会連合会が作られる。そのときに小規模事業者を今の商工会議所にそのまゝの形で入れますと、結局静岡の場合には浜松、静岡、沼津と、大きな都市の商工会議所の連合会と、郡部の町村の商工会の連合会と二本立になつて、結論的には片方は大企業を入れた、また小型の商工会議所の連合会と大型の商工会議所の連合会と、これでは何も価値がないのじゃないか、こういうことを私法律から見れば考へられるけれども、商工会連合会としてはそれで

いいですか、こういうことを聞いています。

○井上参考人 現在の段階ではそういうふうにお考へております。

○勝澤委員 そうしますと、ここでやはり重大な問題があると思ひます。今日やはり大企業については開発銀行がある、輸出入銀行がある、あるいは長期信用銀行がある。その下には商工中金なり、中小企業金融公庫なり、国民金融公庫がある、あるいは信用金庫がある。結局いろいろの商業の内容、規模によつて金融もいろいろ分かれておるのですね。そいつをどうにかして商工会議所で都市ではよろしい、こゝろ言われておるわけなんです。そこでやはり私は今日一番問題になつておるのは、経済の二重構造と言つておるというやうな、あるいは三重だとかたか言われておりましたけれども、大企業と中小企業、中小企業と零細企業、あるいは下請、こういう形の搾取機構というものがずつと行なわれておる。そして商工会議所の場合、あるいははたかか質問したと思ひますけれども、たとえば百貨店ができ、この場合に商工会議所だつたらなかなか反対ができないというの、これは当然なことなんです。一緒に入るのですから……。あるいは街灯料金の値下げの運動、これも困難だ。ですから中に入つておる者の構成が違ひわけでありまして。こういう中でそれが、先ほど高城さんは中小企業の問題についていろいろたくさん見ると見られ、これはめんどうを見る部分もありません。しかし本質的に小規模事業者が持つておる自分たちの地位を高めるといふことになれば、それは懇親会なら

いいですけれども、経済的な地位を高めようとする場合においては、当然ぶつかなければならぬ問題があると思ふのです。ですからそれをどういふふうで調和されていくかというのは大へんな問題だと思ひますけれども、高城さん、その点どうなんですか。

○高城参考人 大中小あるいは業種別の利害の調整という事は非常にむずかしいことと思ひます。商工会議所はずっと長いことこれをやつてきてゐるわけですが、これを全部階層別に分けてしまふと、大企業は大企業、中企業は中企業、小企業は小企業、たとえば国民金融公庫に当たる部分、中小企業金融公庫に当たる部分、一般銀行に当たる部分、大中小に全部分けてしまふと、その都市の発展と申しますか、都市全体の商工業の発展にはマイナスになるのじゃないかと私も考へておられます。都市が発展いたしますれば人口もふえますし、小売商はそれによつて恩恵を受ける、あるいは小さい工場もいろいろ注文がふえる。このところを会議所がねらつておるわけですが、これを地域経済相互団体という名前と呼んでおるわけでありまして、対立関係を助長する、そういうような考へ方は私も考へておるものでありまして、これを調整していくという立場に立つておるわけでございます。従ひまして調整でございますから、百貨店問題のときに出来ますように両方から懇く言われておるわけでありまして。

○勝澤委員 先ほどあなたは、地域経済相互活動のときに、大中小あるいは零細と一緒に、こうした場合に会員の奪い合いがあるとか、あるいは指導員に専門家をなかなか得られない、こゝに言われておるわけですが、商工会議所の場合、上からながめた場合はそれでいいと思ふのですけれども、しかし下の方がおれたちだけでやりたかといふおのけです。おれたちだけでやりたいというのを、おれたち、おれの中に入つていなければ困るといつてゐるのですが、おれたちだけでやりたいというのを離してやつて、都市にも商工会を作らしてやつた方がいいように思ふが、その点どうですか。

○高城参考人 その場合、先ほどお話をいたしました、商業には商業協同組合の組織がございます。工業には工業協会等その他いろいろの組織がございます。現在の組織でその点は十分じゃなからうかというふうに私も考へておられます。

○勝澤委員 だから商工会議所があり、なおかつ自然発生的に商工会というものができておるのです。ですから、そこで商工会議所の下に、商工会か、下でもつけようですから、商工会議所と別個に都市の中に商工会を作ることにいつての反対はおかしいと思ふのですが、どうですか。

○高城参考人 先ほど申し上げたのでございますが、商工会議所の性格といふものは、大企業、中小企業、零細企業を問わずこれが包含されておるのが商工会議所でございます。世界各国同様でございます。ドイツに手工業者の商工会議所に、その連中が入つていかぬといふことにはなつておるわけでございます。その地域の全体の発達をはかるといふ意味から商工会議所として業者の大小の区別をつけずに、会員になり得るといふ態勢を整えることが商工会議所の本来の使命を達成するゆゑんであらうといふことを申し上げておるわけでございますが、そのほかに専門的問題といふことも申し上げたわけでございます。根本は地域相互団体としては大中小の区別なくすべて包含しておらないと、商工会議所の仕事はできないといふことを申し上げたのであります。

○勝澤委員 高木さんそれでも十分じゃない、だから東京の中でも商工会ができておる。こういうことを先ほど河野さんからも説明をされました。それから中小企業庁長官は知らなかつた、こういうおのけです。知らない中でこゝろをを作つた結論が、大きなところは商工会議所、小さいところは小型商工会議所、そしてその連合会が法制的な面からいつて不可能になつておるわけですから、不可能になつておるから、これは県の商工会連合会もあるいは中央の全国連合会も法制的の上から、どうもおかしいから待つて、待つていつてではない、法律の上から不可能なんです。こゝろをどうに私に解釈するわけなんです。そこで先ほどからどうも私はわからないのですが、おれたちがめんどうを見ておるからおれたちでいいんだ、こゝろをいつておるのだけれども、現実的にすでに商工会が生まれてきておるという中から考へるならば、都市の中でも、東京でも商工会議所を一つこゝろ、しかしその下に商工会を作ることとつけこゝろ、こゝろをいつておる商工会議所はおおらかな気持ちになるわけにはいかないでしやうか。

○高城参考人 それも連合会の問題でございますが、日本商工会議所が法定されましたのは、全国商工会議所連合会ができて二十二年たつております。それから各県にありまして商工会議所連合会も法定されておる。自由な申し合せ団体でやつております。従ひまして、この法定につきましては私どもは反対をいたしておるのではないのであります。実体的ない前には特殊法人にする必要はないじやないか、社団法人で作れば十分でございまして、税金の免除その他いろいろなことがありまして、やはりその実態を見て相當の歴史を見ましてからやるべきじゃないかという意見を、連合会につくしましては私どもも持つておるわけでございます。

○勝澤委員 それから、商工会が自然発生的に非常にあると申しますが、こゝで議論しつておられます商工会でございまして、どうかといふ点について、私も疑問を持つておられます。

○勝澤委員 そつです。

○高城参考人 現在あります商工会といふのは、いわゆる商工会という名前に当たるのが若干あるかと思ひますが、数はあまりないと思ひますが、これは商店会かあるいは工業会、むしろ商店会的色彩のものが多いいのではなからうか、商工会と申しましてもあまり工は入つておらぬのではないか、商と工を合わせたものはあまりないのではないかと私も考へておられます。

○高城参考人 三分の一以上は小規模事業者でなければならぬ……

○勝澤委員 役員は三分の二以上は小規模事業者でなければならぬ……

○高城参考人 三分の一以上は小規模事業者でなければならぬ……

○勝澤委員 役員は三分の二以上は小規模事業者でなければならぬ……

○高城参考人 三分の一以上は小規模事業者でなければならぬ……

○勝澤委員 役員は三分の二以上は小規模事業者でなければならぬ……

○高城参考人 三分の一以上は小規模事業者でなければならぬ……

○勝澤委員 役員は三分の二以上は小規模事業者でなければならぬ……

○高城参考人 三分の一以上は小規模事業者でなければならぬ……

○勝澤委員 役員は三分の二以上は小規模事業者でなければならぬ……

○高城参考人 これは非常にむずかしい問題でありまして、私今直ちにお答えはできません。全国の会議所を代表いたしておきますので、よく相談いたしませんとお答え申し上げかねるわけでありまして、ただ、今回東京商工会議所におきましても支部をだんだん作っております。小規模事業者の役員あるいは議員に対する比率は次第に上がって参ると私は考えておりますが、三分の二以上にしなければならぬということになるかどうかということにつきましては、ちょっとただいまお答え申し上げかねます。

○勝澤委員 結論的にいえることは、やはり同じ仲間と同じ仲間同士でやりたい、こう言われておるわけです。しかし東京、大阪、大きなところはわれわれの方でめんどろを見てやろうということになれば、比率は当然小規模事業者が多いのは必然なんです。そうすれば、この商工会法の趣旨に従った活動をしようにすればするほど、やはりそういう現実の仕事をしておる商店のおやじさんたちが、同じ仲間の人たちのめんどろを見るのが当然だと思うのです。ですから役員も、もし政府の言っておるような形でこの商工会法というものをかりに作るのなら、商工会議所は、すべからず三分の二ぐらいは君たちがやってくれ、金の方はおれたちが今までと同じように出してやろう、こういうのがあたりまえだと思う。これを言わずして、君たちは四億の金をもらうんだから、おれたちも一口入れてくれ、こういう形で、どうも零細企業と大企業とお互いにけんかをし合うことはよくないこととでありますけれども、現実には経済

構造の中でそうなっておるわけですから、根本的に流通機構の問題なり、あるいは商店のある程度の規制をするならともかくも、今の中では自由競争をやっているのは小規模以下だけなんです。大企業のは当然カルテルでみなりまくってやっているわけですから、こっちの競争はないわけですから、下の競争はあるわけですから、そこはやはりお考えになっていただかなければいけないと思うのです。

そこで、あまりそり長く話ができませんで、一つこの際商工会議所としてもこの法案の作成にあたつては、今現在に行なつておることも、私も地方の商工会議所に行つてよく知つております。特に地方の商工会議所でも、何も入つていないものめんどろを見

ております。見ておりますけれども、やはり商工会を作りたいという運動が今日生まれ、そしてこれが現実の法律になつてきて、政府も、大企業の独占のことばかりやつておつたのでは、政治がたえられないからということで、金はなくても票があるんだから、そこから票を取ろうと、これは選挙対策の一環でやつたのだらうとわれわれは理解しているわけです。そういう建前ばかりにしたとしても、やはり作る法律はせいぜいいいものを作つて、これはいいものができた、そうして来年もう直してもらいたいなんというふうな商工会連合会でなくして、この法律の中でもっと積極的に——与党の中でもわれわれと同じ意見を持つておる人がおるわけですから、十分一時間をかけていい法律ができて、そり二年や三年で直さなくてもいいようにしていただきたいと思ひます。それと同時に、

四億しかない予算ですが、別にこの金を今もらわなくなつて、予算では通つてしまふので、法律がないからといって政府がくれないわけではないのですから、法律の方でもつといいものを作るようにやりたいと思ひますので、皆さんも協力していただきたいと思います。大へんいい意見をいただきました。ありがとうございます。

○中村委員長 他に御質疑はございませんか。——参考人に対する質疑は終了したようでありますので、参考人の方々にごあいさつを申し上げます。皆様には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきました。委員会を代表して、厚く御礼を申し上げます。

○中村委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案の審査のため、来たる二十八日月曜日に、参考人より意見を聴取することになつたものと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○中村委員長 御異議なしと認め、さより決定いたします。

なお、人選、手続等に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○中村委員長 御異議なしと認め、さより決定いたします。

午後四時三十四分散会

昭和三十五年三月二十五日印刷

昭和三十五年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局